

佐伯復堂について

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4061285>

出版情報 : 法政研究. 87 (1), pp.270-233, 2020-07-21. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

佐伯復堂について

西 英 昭

はじめに

一 略歴

二 『無刑録』 訳注の経緯と背景

三 諸論考とその学風

(1) 初期の作品群

(2) 佐伯-瀧川“論争”

(3) “日中交流”から見る作品群

(4) 後期及びその他の作品群

おわりに

【附表】 佐伯復堂著作一覧

はじめに

今日の東洋法制史学において佐伯復堂の名を目にすることは少ない。あるとすればかの蘆野徳林（芦東山）『無刑録』⁽¹⁾の訳注を手掛けた人物としてであろう。

その蘆野徳林遺著・佐伯復堂譯註『譯註無刑録』（刑務協會・1927～1930）冒頭には板倉松太郎・花井卓藏・林頼三郎・横田秀雄・鷗澤總明・小山松吉・泉二新熊と錚々たる大家から序文が寄せられており、それらにおいて「近者復堂佐伯君、無刑録ノ譯註ニ筆ヲ染メル。本書ノ價值ハ世既ニ定評アル所、註者ノ造詣ニ至リテモ亦知ラザル人尠シ。」（板倉）、「佐伯復堂君は、斯道の造詣太だ深く、支那刑事史の論文起草中なりと仄聞す。」（花井）、「譯註者佐伯復堂君は、多年東洋の文物研究に没頭し、特に近年に至り、法理学と支那法制史とを専攻し、造詣殊に深し。」（林）、「佐伯復堂君ハ篤學ノ士ナリ。夙ニ支那刑制ノ學ノ忽セニス可ラザルヲ思ヒ、研鑽年アリ。嘗テ無刑録ノ漢文ニシテ難解ノ書ナルヲ憂ヘ、譯註シテ現代學究ノ閱讀ニ容易ナラシメント欲シ、奮勵其心カヲ費シ、以テ其業ヲ成ス。」（横田）等、人物像がそれなりに語られているが、詳細を窺うにはいずれも充分とは言い難い。『譯註無刑録』が日本立法資料全集の一冊『訳註無刑録』（信山社・1998）として復刊された際には團藤重光が序文を寄せているが、そこにも佐伯復堂についての紹介は

(1) 『無刑録』については近年早稲田大学中国古籍文化研究所「一関市委託調査研究 芦東山とその主著『無刑録』に関わる調査研究報告書（2014～2017年度）」（早稲田大学中国古籍文化研究所・2019）がまとめられた他に、原田信「芦東山『無刑録』の写本五種に関する一考察——元老院刊本との比較から」（近畿大学）教養・外国語教育センター紀要外国語編9-2・2018）、菊池徳夫「時代の先を考えた思想家——『無刑録』の著者芦東山」（刑政120-6・2009）、佐藤文哉「『無刑録』とその周辺」（法曹600・2000）、汪桂平（池田温訳）「『大学衍義補』と『無刑録』」（池田温・劉俊文編『日中文化交流史叢書2 法律制度』（大修館書店・1997）所収）、和田耕作「芦東山の『無刑録』と現代」（法学セミナー494・1996）、桜井保之助「『無刑録』——立法府の刊行にかかる刑法改正資料——とその自然法思想」（レファレンス26-6・1976）、水沢澄子「蘆東山『無刑録』の成立——特に室鳩巢との関係について」（東方学44・1972）、佐々波与佐次郎「無刑録について」（刑政81-8、10、12、82-2・1970～1972）、佐々木英夫「無刑録にあらはれたる中道精神」（日本大学人文科学研究所研究紀要4・1963）等がある。著者蘆野徳林（芦東山）については芦文八郎編『蘆東山先生伝 生誕三百年記念』（芦東山先生記念館・1995）、関連研究に大藤修「仙台藩儒学者芦東山の生涯と関係史料の伝来・構成——付「芦東山記念館所蔵史料目録」」（東北大学）東北文化研究室紀要53・2011）、山下庫司「蘆野徳林と道德教育」（東日本国際大学）いわき紀要1980・1980）、石塚揆一「無刑録著者蘆東山略傳」（法曹會雑誌14-4～6・1936）等があり、最近では小説として熊谷達也「芦東山」（潮719～（連載中）・2019～）も発表されている。

ない。

原作者蘆野徳林が最近に至るまで折にふれて顕彰されてきたのとは対照的に、訳注者佐伯復堂についてはその後これらの序文を超える情報は伝えられていない。しかしながら、訳注それ自体、原典に対する深い理解と膨大な周辺知識がなければ能く成し得ないこと、経験者であれば誰しものが首肯されるであろう。本稿は、戦前の東洋法制史学にその足跡を残しながらもその後急速に歴史の裏に埋もれてしまった佐伯復堂について、その人物像及び業績を訪ねて以て故人を偲び、東洋法制史学史の一齣を再現することを試みた。本稿末尾には筆者において知り得た限りでの佐伯復堂の著作一覧を附しておいた。適宜参照されたい。

一 略歴

佐伯復堂の人物像について関心を抱いた向きは筆者以外にもあったと見えて、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」には「『無刑録』を書いた佐伯復堂の経歴を知りたい。また、『無刑録』以外に、佐伯復堂が書いた資料を見ることはできるか。」との質問、及び回答が掲載されている。そこでは佐伯復堂の経歴につき関連の人名辞典⁽²⁾に「佐伯復堂 法律新聞社主筆。(明一〇、一二)生。(學歷)哲學館(現東洋大學)出身。(經歷)東京朝日新聞記者。(主義)皇室中心の民衆主義。(趣味)謠曲。(現住)牛込區加賀町一ノ三。」との記載があること、また『法律新聞』の1922(大正11)年から1944(昭和19)年の1月1日の記事を確認したところ1923(大正12)年から1942(昭和17)年のうち1933(昭和8)年を除く各年1月1日の法律新聞社の新年の広告に佐伯復堂の氏名が掲載されていたこと、が紹介されている。専

(2) 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」所収のレファレンス事例詳細 (https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000199055) (提供館：宮城県図書館、管理番号：MYG-REF-160021、事例作成日：2014/6/22、登録日時：2016年11月02日00時30分) 参照。

(3) 『新聞人名辞典』第2巻(日本図書センター・1988)の「昭和二年版／第四篇名鑑／全国新聞通信社々員約二千名の個別名鑑」の項84頁、及び同「昭和三年版／第四篇-いろは順／全国新聞通信社々員約二千名の個別名鑑」の項81頁、とある。確かに現物にその記述がある。

(4) ちなみに1933年1月1日の新年広告に名前がないのは喪中欠礼によるものと見られる。一つ前の号に佐伯復堂の名義で「嫡男幸雄本月二日病死二付年末年始ノ禮ヲ缺ク 昭和七年十二月」との広告(法律新聞3496・1932.12.30、24面左下広告欄参照)がある。1943年以降は太平洋戦争下という時局の所為か新年広告欄そのものがなくなっている。

門の図書館員ならではの微に入り細を穿つ回答に暫し感じ入るが、そこから一步を進めると途端に事態は錯綜する。というのも、哲學館及びその後継である東洋大学の卒業者名簿に「佐伯復堂」の名が現れないからである。

周知のとおり現在の東洋大学は創立者・井上円了により1887（明治20）年に私立哲學館として開館、その「私立哲学館は明治三六（一九〇三）年一月一日、名称を私立哲学館大学と改称し、専門学校令により設置の認可を受けた。さらに三年後の三九年六月二八日、私立東洋大学と改称し、また大正九（一九二〇）年三月三日、私立の冠称が廃止され東洋大学となり、昭和三（一九二八）年三月三十一日、大学令による大学に昇格した⁽⁵⁾」という歩みを辿るが、その哲學館最末期に刊行された同窓名簿に「佐伯復堂」の名はない⁽⁶⁾。

その謎を解く鍵は佐伯復堂が執筆した論文・記事の中に見出すことが出来る。現在確認出来る限りで彼の2つの論文・記事において「東洋大學講師」の肩書が表示されているが、当時東洋大學には「講師、得業稱號規程」なる規程があり、「本大學出身者ニ對シ其ノ學業、功勞、名譽ニ應シ得業若シクハ講師ヲ授與シ或ハ名譽講師ノ稱號ヲ呈ス」とされていた。これによって講師の称号を得た人物の一覧を見てゆくと、昭和2年3月25日授与の欄に「佐伯俊二」なる人名が現れる。これ以前に佐伯姓の人物は掲載されておらず、また称号取得時期が丁度先の2つの論文・記事の刊行時期と重なることから、「佐伯復堂」は筆名か雅号であり、本名は「佐伯俊二」なのではないかという仮説が得られる。

以上の推定を裏付ける史料が佐伯復堂『文章論（昭和十三年十二月申於刑務官

(5) 東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編 I』（東洋大学・1993）569頁参照。

(6) 『哲學館同窓名簿（明治三十五年十二月出版）』（哲學館同窓會・1902）の「得業生一覽」「現館内員一覽」「同窓一覽」のいずれにも佐伯復堂の名は登場しない。

(7) 佐伯復堂「梅仙山莊記 欣々江木女史の別墅」（法律新聞2797・1928.2.23）及び佐伯復堂「東洋文化の根柢となった周代の法制概観」（法曹會雜誌9-9・1931.9）の2点がそれである。ちなみにこの梅仙山莊はかの江木衷の妻にして大正三美人の一人に数えられた江木欣々の晩年の別荘であり、現在の豊島園に程近い練馬区立向山庭園（<http://www.kouyama-teien.info/>）がその遺構と見られる。以上につき紹介した記事として、やま「江木姉妹小伝」（<http://www.cc.rim.or.jp/~hustler/archive/egi.html>）（「2012.10/31up」とあるが、元となったブログでの記事の連載開始は2001年3月20日）がある。

(8) 『東洋大學一覽 昭和九年度』（東洋大學・1935）225頁以下に稱號規定、及び東洋大学講師の一覧が掲載されている。こうした称号制度については東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編 I』（東洋大学・1993）555頁以下に解説がある。

講習所』(刑務協會・1938)⁽⁹⁾である。現在同史料を所蔵する矯正図書館の文献検索(OPAC)の注記には「昭和13年～16年、刑務官練習所において「法律新聞社 佐伯俊二」が「文章論」を講義した記録あり〈典拠：矯正図書館編「資料 監獄官練習所」p383,393,400〉」とあり、佐伯復堂=佐伯俊二と見てほぼ間違いないものと思われる。

以上を元に「佐伯俊二」を追跡してみると、雑誌『教育界』に掲載された複数の論考に行き当たる。佐伯俊二「職業に關する設問」(教育界3-7・1904.4)、同「中等教育修身教授上に於ける卑見一束」(教育界6-4、5・1907.2、3)、同「狹隘なる哉教員登用の門」(教育界10-1・1910.11)がそれである。佐伯俊二「狹隘なる哉教員登用の門」では「數年前故郷なる某市立商業學校長たるや。…」とある箇所が後に見る佐伯俊二の履歴と重なるため、同一人物の手になる論考である可能性が高いものとする事が出来る。他方で佐伯俊二「職業に關する設問」には「福岡縣立中學校傳習館教諭」との肩書がある。関連史料によれば、佐伯俊二は明治33年12月8日から明治38年9月16日まで教諭として傳習館に在籍し、山形県出身⁽¹²⁾であることが確認出来る。

であるとすると佐伯俊二は明治33年12月までには哲學館を卒業していることになる。ただ不思議なことに、管見の限りでの明治30年代の哲學館の諸史料・同窓名簿等⁽¹³⁾に佐伯復堂乃至佐伯俊二の名は登場しない。明治33年までに卒業してい

(9) 同書の存在については矯正図書館、及び芦東山記念館の張基善氏よりご教示頂いた。明記して深謝申し上げたい。

(10) 佐伯俊二「狹隘なる哉教員登用の門」(教育界10-1・1910.11) 61頁上段。

(11) 岡茂政編『創立廿五年記念號』(福岡縣立中學傳習館内卒業生同窓會・1919.12) 149頁。福岡縣立中學傳習館は現在の福岡県立伝習館高校(柳川市)の前身である。

(12) ちなみに佐伯俊二『米溪孝子美談』(米澤活版凹洲舎・1893.11)なる書籍があり、確かに奥付にも佐伯俊二とあるが、これは佐伯俊次の誤りと推定される。同書冒頭の秋月種樹の序には「俊二」とあるものの宮島昇の序には「俊次」とあり、前年に刊行された佐伯俊次『教育一助 米澤藩士叢譚』(米澤活版凹洲舎・1892.7)なる書籍の奥付に記された著者の住所が『米溪孝子美談』と一致しており、また佐伯復堂だとすると当時15、6歳であることからこれらの書籍は佐伯俊次の手になるものと思われる。この佐伯俊次が佐伯復堂と何らかの関係を有するか否かについては不明である。

(13) 『哲學館明治三十年度報告』(哲學館・1897)、『哲學館明治三十二年度報告』(哲學館・1900)、『哲學館同窓名簿』(哲學館同窓會・1900)、『哲學館同窓名簿(明治三十五年十二月出版)』(哲學館同窓會・1902)のいずれにも佐伯復堂乃至佐伯俊二の名は登場しない。

ばかの哲学館事件に巻き込まれてはいないが、卒業して得業生となっているならば卒業生名簿に継続して登場していてもおかしくはない。本人が掲載を辞退したという可能性もあるので即断は出来ないが、或いは当時哲学館が展開していた館外員制度⁽¹⁵⁾（講義録を通じた通信教育）を利用していたため名簿に登場しないということなのかも知れない。詳細は不明とするより他ない。

その後の佐伯俊二をさらに追跡するならば、『東洋大学同窓一覽』の明治41年12月発行版に「愛知縣第四中學校（第四中學校教諭 佐伯俊二）」（26頁）、明治42年12月発行版に「米澤市立商業學校（同校長）佐伯俊二」（27頁）、大正3年2月発行版に「愛媛県宇和島町〔以下略〕佐伯俊二」（33頁）、大正4年1月発行版、及び大正5年12月発行版に「愛媛県宇和島町〔以下略〕（宇和島中學教諭）佐伯俊二」（それぞれ36、38頁）との記載があることに行き当たる⁽¹⁶⁾。さらにその後の記録を求めて『東洋大学一覽』を見てゆくと、大正7年版⁽¹⁷⁾「出身者」の欄に「岡山縣私立金光中學校（同校教員）佐伯俊二（山形）」、大正13年版及び同14年版⁽¹⁸⁾「出身者一覽」に「東京市日本橋區通四丁目ばんや編輯局 佐伯俊二」との記載を見つけることが出来る。しかしその後の『東洋大学一覽』には佐伯俊二の名は現れなくなってしまう。

教員としての履歴を順に追ってゆくと、まず愛知縣第四中學校については管見の

(14) 哲学館事件については東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編Ⅰ』（東洋大学・1993）「第七章 哲学館事件」（488～559頁）に詳しい。また清水清明『哲学館事件と倫理問題』（文明館・1903、後にみすず書房・1989より復刊）参照。哲学館はこの事件を発端として明治35年12月16日付官報により中等教員免許無試験検定許可が取り消され、明治40年5月13日に再認可されるまで実に4年5か月にわたり特典を失うという困難な時期を迎えていた。また大正中期以降の東洋大学を始めとする私立大学における教員養成について豊田徳子「大正期から昭和戦前期の私立大学における教員養成の実態——東洋大学学生の傾向と卒業生の教職従事状況の分析から——」（井上円了センター年報7・1998）参照。

(15) 館外員制度については東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編Ⅰ』（東洋大学・1993）「第二章 私立哲学館の創立」の「第三節 館外員制度と哲学館講義録の発行」（97～115頁）を参照。

(16) 鼎義暁編『東洋大学同窓一覽』（東洋大学同窓會）のそれぞれ明治41年12月発行版26頁、明治42年12月発行版27頁、大正3年2月発行版33頁、大正4年1月発行版36頁、大正5年12月発行版38頁参照。なお明治44年12月発行版、大正元年12月発行版には記載が無かったとのことである。上記はいずれも東洋大学井上円了研究センターの蔵書であり、情報のご教示及び引用のご許可を同センター飯村桂子氏から頂いた。明記して深謝申し上げたい。

(17) 『東洋大学一覽（大正七年）』（東洋大学同窓會・1918）211頁参照。

(18) 『東洋大学一覽（大正十三年度）』（觀想發行所・1924）156頁、『東洋大学一覽（大正十四年度）』（觀想發行所・1925）163頁参照。逆に昭和2年度、同9年度、同12年度の『東洋大学一覽』では氏名が確認出来ない。

限り関係史料で在籍を確認することが出来ない。⁽¹⁹⁾ 明治38年9月16日まで傳習館に在籍し、次の米澤市立商業學校校長就任が明治40年4月30日とその間1年7ヶ月程であるため、着任していたとしても相当短期の在籍であったのであろう。

米澤市立商業學校校長として赴任したことについては関係史料に「佐伯俊二氏が、「突然校長の辞命を受け」て赴任してくるに及んで、関係者はかなり意外の感を受けたらしい。…しかし、第二代校長となった佐伯俊二は、明治四十年四月三十日着任して、わずか一年七か月で休職となり、帰郷したことが報じられている。」⁽²⁰⁾とあり、明治40年4月30日から明治41年11月27日までその任にあったことが分かる。休職理由は書かれておらず不詳である。⁽²¹⁾

宇和島中學校への赴任については関係史料において大正2年7月7日から大正4年4月30日まで、修身担当の教員として在籍し山形県出身であることが確認出来る。

金光中學校に在籍したことについては関係史料に「書記 佐伯俊二 就職年月 大正七年七月 大正八年十二月現在 勤務年月 一年五ヶ月」とある。この「書記」⁽²³⁾

(19) 愛知県第四中學校は現在の愛知県立時習館高等学校の前身であるが、1500頁を超える大著である近藤恒次『時習館史——その教育と伝統』（愛知県立時習館高等学校創立八十周年記念事業実行委員会・1979）所収の本校教職員勤続一覧、その他本文にも佐伯俊二の名はない。また記念誌編集委員会編『愛知県立豊橋時習館高等学校 創立六十周年記念誌』（愛知県立豊橋時習館高等学校六十周年記念誌編集委員会・1954）にも特段の記載はない。佐伯俊二が在籍したと思しき時期の同校の校友会の機関誌『校友会誌』の第10～17號（明治38年1月28日～明治42年7月10日）を見ても特段の情報は現れない。

(20) 山形県立米沢商業高等学校八十年史編集委員会編『山形県立米沢商業高等学校八十年史』（山形県立米沢商業高等学校創立八十周年記念事業実行委員会・1983）37～38、39頁参照。米澤市立商業學校は現在の山形県立米沢商業高等学校の前身である。なお米沢は大正6年、8年と二度の大火に襲われており関係資料の多くを焼失したため、これ以上の詳細は不明のようである。片平榮次編『米商風雪八十年』（風雪八十年刊行委員会・1986）、米商物語編集委員会編『黎明の賛歌 米商物語』（山形県立米沢商業高等学校校友会米商物語刊行委員会・1978）等に掲載の佐伯俊二関連情報も八十年史とほぼ同様である。

(21) 当時米沢で発行されていた『米澤新聞』紙上における関連報道の有無について市立米沢図書館に問い合わせたところ、佐伯俊二が着任したとみられる明治40年4月30日につき所蔵のマイクロフィルムでは同年同月29日、30日の分が欠けており、同30日前後に佐伯俊二関連の記事は見当たらず、また明治41年11月27日の休職についてこの情報源となった同28日の新聞も収蔵していないとの情報を同館郷土資料担当の石黒氏よりご教示頂いた。明記して感謝申し上げたい。

(22) 愛媛県立宇和島東高等学校校史編集委員会編『宇和島東高等学校沿革史 開校九十年創立七十周年記念』（愛媛県立宇和島東高等学校・1966）350頁。宇和島中學校は現在の愛媛県立宇和島東高等学校の前身である。

(23) 安部喜三郎編『私立金光中學校沿革一斑』（安部喜三郎・1919）39頁参照。

というのはやや後の史料になるが昭和5年段階での「金光中学校規程」⁽²⁴⁾によれば「第五條 書記ハ校長ノ命ニ依リ庶務會計ニ従事ス」とのことであるから、教員としてではなく事務員としての着任であった可能性がある⁽²⁵⁾。

いずれにせよ佐伯復堂が教職を転々としていたことは確かなようである。ただ師範大学卒業ではなかったという要素が働いてのことか、いずれも短期の在職に終始しており、かつ担当科目が修身であったということもあってか、継続的な地位を得ることは難しかったようである。そうした要素への不満ともとれる記述が先に紹介した雑誌『教育界』において発表された諸論考に散見される。

さて、冒頭紹介した人名辞典の記述によれば、佐伯復堂はいずれかの段階で東京朝日新聞社へと転職することになる筈であるが、これが何時の事であるのか判然としない。佐伯復堂『信仰に生たる女性の靈驗』（宗徳書院・1923.7）の末尾に附せられた『信心より靈驗へ』（宗徳書院・1921）及び『信心より靈驗へ 第二編』（宗徳書院・1923.3）の広告にはいずれも「東京朝日新聞記者佐伯復堂先生著」との紹介があり、同社に在籍したことが推定される。しかし1923（大正12）年1月1日の法律新聞の新年広告にその名が表示されていることから、遅くとも1922年末までには法律新聞社へ転職したものと推定される。先の人名辞典にある生年が正しければ時に佐伯復堂45歳、働き盛りでの法律新聞社入社であった。

残る疑問は先に見た『東洋大學一覽』⁽²⁶⁾の大正13年版及び同14年版に現れた「東京市日本橋區通四丁目ばんや編輯局」⁽²⁷⁾が何を指すのか、である。1923（大正12）年1月1日の法律新聞の新年広告に佐伯復堂の名が登場することは先に見たが、同時点

(24) 金光中学校編『金光中学校一覽』（金光中学校・1930、金光図書館所蔵）2頁参照。

(25) 同時期をも通じて刊行されていた金光中學秀真會（同窓会）の雑誌『ほつま』には教員の着任・離任の際には短いながらも歓迎・送別の記事が掲載されているが、在任したと思しき大正期の巻号（第40～49号（1915～1924、金光図書館所蔵））の頁を繰ってみても佐伯俊二に関する記事は現れず、金光中学校編『金光中学校一覽』（金光中学校・1930、金光図書館所蔵）の教職員欄に氏名の記載はなく、また金光中学校校友會『金光中学校校友會會員名簿 昭和三年十二月』（金光中学校校友會・1928、金光図書館所蔵）の教職員・舊職員欄にも記載がない。他方で本人が掲載を辞退した可能性は否定出来ない。なお金光中学校は現在の金光学園中学・高等学校（岡山県浅口市）の前身である。

(26) 法律新聞社及び『法律新聞』について水野浩二「葛藤する法廷（一）——『法律新聞』の描いた裁判官・民事訴訟・そして近代日本」（北大法学論集67・4・2016）5頁以下参照。

(27) 現在の番地でいえば中央区日本橋三丁目、中央通りを挟んだ両側に当たるようである。人文社編集部編『古地図・現代図で歩く 明治大正東京散歩』（人文社・2003）22～23頁参照。

での法律新聞社は東京市日本橋區本銀町四丁目九番地に、⁽²⁸⁾ 他方東京朝日新聞社は東京市京橋區瀧山町に社屋を構えており、⁽²⁹⁾ いずれも異なる。「編輯局」とある以上は住居ではなく職場の住所表示の可能性が高く、或いは両新聞社のいずれかの附属施設かとも思われるが、判然としない。

また、法律新聞社在籍中に執筆した論考のうち、管見の限り1点だけ「辯護士佐伯復堂」と表示されたものがある。佐伯復堂「禁酒法と禁煙令をみつめて——空文徒法の活例」（警務彙報297・1931.1）がそれであり、内容は先行して公表された佐伯復堂「禁酒法と禁煙令をみつめて——空文徒法の活例」（正義6・9・1930.10）と同じである。佐伯復堂が当時弁護士資格を得ていたものかは俄かに確認し難い。⁽³⁰⁾

以上、細かな点に疑問は残るものの、概ね上述の経緯は佐伯復堂の法律新聞社での同僚が彼を紹介した記事に「現在の人では東洋法制専攻者の佐伯復堂君であらう。同君は中學の先生を辭し、東京朝日新聞に數年間雄健の筆を揮ひ、法律新聞社に入つてから刑政に關する東洋唯一の參考書である難解の名著仙臺藩儒者芦野徳林氏の「無刑録」の譯註數千頁を著はした學者である。氏は東洋大學名譽講師でもあるとの事であれば、更に大に學界に貢獻さるものと見られて居る。」⁽³¹⁾ とあることとも符合する。このことから、公刊資料により辿ることの出来る佐伯復堂の履歴はほぼ以上、として良いであらう。

二 『無刑録』 訳注の経緯と背景

奇しくも佐伯復堂の生まれた明治10年に元老院より刊行された『無刑録』全18冊は、そのまま久しく高閣に束ねられ忘却されたというわけではなく、大正期に

(28) 現在の番地でいえば中央区日本橋本町四丁目に当たるようである。人文社編集部編『古地図・現代図で歩く 明治大正東京散歩』（人文社・2003）22～23頁参照。なお同番地は1932年9月1日、町名変更により日本橋區本町四丁目五番地となる。

(29) 「本社社屋の変遷」（『躍進五十年 東京朝日新聞創刊五十周年記念』（東京朝日新聞第一萬八千七百七十號附録）（東京朝日新聞社・1938）所収）14頁参照。

(30) 『法律新聞』には時折「辯護士 範堂」なる記名の記事が散見されるが、これとの関係も不明である。蛇足ながら『法律新聞』には佐伯俊三が詩歌等を寄稿しているが、これは佐伯俊二とは無関係の別人である。佐伯俊三については沖邑良彦編『大日本司法大觀』（大日本司法大觀編集所・1940）122頁参照。

(31) 硯南生「司法記者三十年の回顧（三）」（法律新聞3157・1930.8.23）18面参照。

入ってもその存在に言及がなされていたことは、石山彌平⁽³²⁾「法官諸公に「無刑録」を薦む」（日本辯護士協會録事22-6・1918）にも見て取ることが出来る。その『無刑録』訳注に至る経緯はこれまで明らかではなかったが、佐伯復堂自身が『法律新聞』において余すところなく語っているので、以下引用しておく。

「余の無刑録譯註に志した動機は、まことに偶然の事であつた。余は常に一新聞記者として司法省にも出入する者であるが、或時同省辻書記官室（現大阪刑務所長）に入ると、書棚に黄表紙の美濃版和本十數冊重ねてあるのを見た。洋書形ばかりの書籍中、こればかり斬然と異彩を放つてゐるので、請うてその一冊を見るに、余の多年求めんとして求め得ざりし東洋（支那）刑事法制の絶好資料であつた。余は廿二史の刑法志を読み、又た文獻通考の刑考を見、更に大學衍義補の慎刑憲篇を窺ひ、特に唐律明律等を涉獵して、或は簡に失し、或は繁に過ぎ、その要領を得るに苦んでゐた際、精密にして冗長ならず、正確にして典據ある無刑録十八卷に接し、欣喜措く能はざると共にこの欣喜を獨占するに忍びざる感を起した。しかし、之を再刻するも、現代一般の人には讀解するだけの漢文素養なきを思ふとき、それも無駄なるを考へ、何人かの手に依りて、責めて直譯を附して發行する必要があることを、同書記官に開陳した。その日はこの開陳を宿題として残されたが、その後之に關する各方面の談を綜合するに、幾多の學者は、その譯註に志し、いづれも亡羊の嘆を以て中途抛棄したものであることが分明了。いかにも難解の書であることは、一見して看取さるゝのである。余は固よりその任に非ざるを知るも、天は自ら助くる者を助くともあるから、自彊息まざれば、天之を完成せしむべしといふ信念を以て、譯註は余之を引受く、出版は君之を引受けよと、辻書記官に談じたりしに、辻書記官は之を同僚木村調査課長に計り、その允諾を得、司法資料（非賣品）とし

(32) 「石山彌平 君は埼玉縣平民石山逸平の二男にして慶應二年六月十一日を以て生れ後分家して一家を創立す明治二十年英吉利法律學校を卒業代言人及判檢事登用試験に合格し判事試補となり後判事に任ぜらる同二十六年官を辭して辯護士となり現今に及ぶ曩に中央大學評議員兼理事となり又日本辯護士會副會長に擧げらる」（人事興信所編『人事興信録』（第5版）（人事興信所・1918）い209頁）。なお「四男斐夫（同三〇、一〇生）は法學博士花井卓藏の養嗣子となれり」とある。先に見た通り花井卓藏は『譯註無刑録』に序文を寄せている一人である。

て司法省より上梓することに内定した。余はその内定を聞き、潔齋七日、天に向つてこの譯註完成まで余に健康を與へよと悃禱し、筆を洗つてその一頁を書いた。その後、議異りて汎く之を世に公にし、司法官憲以外の求にも應ずることとなすべく、刑務協會はその發行を引受くるに至つたものである。かくて該書出版のパンフレットを發表せは、昭和二年一月るであつた。若し出版費の制限を受けざりせば、全文翻譯して何人にも理解し得るものたらしめんとせしも、悲しいかな、全卷僅に十圓位なりしを以て、紙數の關係上之を摘解直譯に止むるの已むを得ざるに至つた。譯註無刑錄の發行は豫約出版なりしが故に、若し豫約者極めて少數ならば、本に反つて司法資料として出版する筈なりしが、當時の刑務協會長（當時行刑局長）泉二博士は、發行の主人側に立つあり、在野法曹より花井博士、原博士、鶴澤博士、在朝法曹より横田博士（當時大審院長）、小山總長、板倉博士、（大審院部長判事）林博士（當時司法次官）の特別な後援ありなどして、豫想以上に購讀豫約者あり、些の廣告費を支拂はずして忽ち購讀者の豫定數に達した。尚ほ下卷發行に臨みては、平沼博士（男爵）の好意を寄せらるゝあり、かくて首尾よく全部完成を見たるは、所謂天助の然らしむる所とはいへ、その天助の下に前記法曹界權威者を始めとして十方有縁の人々の援助ありたるに由ることは、余の深く感謝して止まざる所である。⁽³³⁾」

訳注作業が難渋を極めたことについて佐伯復堂は「譯註の起稿は、大正十五年十一月三日であつたが、爾來日を閲すこと三年十ヶ月にして全卷の發行を見るに至つた。…實際は原稿提出と校正提出が錯綜して迫り來り、之が爲に一日の睡眠時間、平均僅に三四時間なること、三年の久しきに及んだほどであつた。」⁽³⁴⁾と述べており、その労苦が偲ばれる。

そしてその刊行の直前、宣伝も兼ねてということであろうか、原稿の一部が見本の如き体裁でほぼ時を同じくして2つの雑誌即ち『法曹會雜誌』⁽³⁵⁾及び『刑政』⁽³⁶⁾に連

(33) 佐伯復堂「無刑錄の譯註を了りて」（法律新聞3179・1930.10.18）23面。

(34) 佐伯復堂「無刑錄の譯註を了りて」（法律新聞3179・1930.10.18）23面。

(35) 刊行の経緯につき法曹会編『法曹会史』（法曹会・1969）134～144頁参照。1923年4月から『法曹記事』の継続後誌として刊行されたものであり、改題当時の会長は『譯註無刑錄』下巻に跋文を寄せた平沼騏一郎である。佐伯復堂は『法曹記事』のころから度々寄稿しているが、『譯

載されている。佐伯復堂「無刑録（一）～（六）」（法曹會雜誌4-11、12、5-1、2、4、5・1926.11～1927.5）及び佐伯復堂「無刑録（一）～（五）」（刑政39-12、40-2～5・1926.12～1927.5）がそれぞれである。『法曹會雜誌』での連載冒頭には「今號以下、其無刑録中、世道人心に裨益するに足ると信ずる部分を、手に随つて採録し、以て讀者の清覽に供することゝす。」⁽³⁷⁾とあり、『刑政』での連載冒頭には「今度本會は佐伯復堂氏に之れが譯註を囑して上梓する計劃であるのでその稿本の一部を掲げて見ることにした。（編輯子）」⁽³⁸⁾とある。

『譯註無刑録』上巻（刑務協會・1927.8）との対応箇所を比較すると以下のようになる。

法曹會雜誌4-11 = 譯註無刑録（上） pp. 17～22、13～17（巻一 刑本上）

法曹會雜誌4-12 = 譯註無刑録（上） pp. 68～70、76～85（巻一 刑本上）

法曹會雜誌5-1 = 譯註無刑録（上） pp. 129～131、140～148（巻一 刑本上）

法曹會雜誌5-2 = 譯註無刑録（上） pp. 55～68、85～89（巻一 刑本上）

法曹會雜誌5-4 = 譯註無刑録（上） pp. 169～175、281～283、247～251、260～262、272～273（巻二 刑本下）

法曹會雜誌5-5 = 譯註無刑録（上） pp. 429～436（巻四 刑官下）

刑政39-12 = 譯註無刑録（上） p. 2（巻一 刑本上）

刑政40-2 = 譯註無刑録（上） pp. 121～122（巻一 刑本上）

刑政40-3 = 譯註無刑録（上） pp. 269～270（巻二 刑本下）

註無刑録』の刊行や、さらにはそれ以前から法律新聞記者として法曹會に一定の人脈を持っていたことを機縁とした寄稿であったのかも知れない。また佐伯復堂は「中央法衙を縦貫して（四六）」（法律新聞3292・1931.7.30）7面において法曹會につき紹介する記事を書いている。

- (36) 刊行の経緯につき矯正協會編『財団法人矯正協會百年年譜資料（矯正協會百周年記念論文集 別巻）』（矯正協會・1990）34、534～540頁参照。大正11年11月に監獄協會が刑務協會と改称したことに伴い『監獄協會雜誌』を『刑政』と改題したものである。爾後佐伯復堂は度々『刑政』に寄稿しているが、『譯註無刑録』刊行を機縁に、ということであったのかも知れない。佐伯復堂自身、「司法省及中央法衙構内巡訪記（三）刑務協會の過去及び現在」（法律新聞2326・1924.11.15）12～13面、「中央法衙を縦貫して（四六）（四七）」（法律新聞3292、3296・1931.7.30、8.10）それぞれ7、18面において刑務協會を紹介する記事を書いている。

(37) 佐伯復堂「無刑録（一）」（法曹會雜誌4-11・1926.11）146頁。

(38) 佐伯復堂「無刑録（一）」（刑政39-12・1926.12）89頁。

刑政40-4 = 譯註無刑錄（上） p. 398（卷三 刑官上）

刑政40-5 = 譯註無刑錄（上） pp. 260~261（卷二 刑本下）

大変奇異に映るのは、この二種の連載の体裁が全く異なることである。『法曹會雜誌』に連載された方は、書き下しや訳注に異同があるもののは『譯註無刑錄』と同様であるのに対し、その『譯註無刑錄』を刊行した刑務協會が発行する『刑政』に連載された方は、本文のみを書き下した後、「摘解」として遥かに詳細な訳注を附した上に「大意」として内容を現代日本語で要約、さらには「應用」として同文の意義及び社会的応用可能性について説き及ぶ箇所がある。これら「摘解」の大部分・「大意」・「應用」部分はいずれも『譯註無刑錄』には収録されていないのである。

両連載とも『譯註無刑錄』の刊行直前1927年5月分で打ち切られているが、謎多きは『刑政』連載分の原稿である。先に見た佐伯復堂の述懐に「若し出版費の制限を受けざりせば、全文翻譯して何人にも理解し得るものたらしめんとせしも、悲しいかな、全巻僅に十圓位なりしを以て、紙數の關係上之を摘解直譯に止むるの已むを得ざるに至つた。」とあったことと併せ考えるならば、『刑政』の方は「全文翻譯して何人にも理解し得るものたらしめんとせし」草稿で、『法曹會雜誌』の方は「之を摘解直譯に止むるの已むを得ざるに至つた」草稿ということなのであろうか。

先に見た佐伯復堂の述懐では訳注の開始が1926年11月3日とされていることから、その同じ月に開始された両雑誌の連載は共に正に草稿そのものであると思われる。恐らくは佐伯復堂が、どのような形式で訳注を行うべきかを幾種類か試しつつも、『刑政』の方式で訳注を行ったのでは出版費が嵩みすぎるとして断念したのであろう。しかし『譯註無刑錄』に近い『法曹會雜誌』連載のテキストも、仔細に比較すると書き下しや訳注に異同がある。佐伯復堂が刊行直前まで、そして校正段階においてなお、文章を推敲していたであろうことが想像される。

さて、次にこうした訳注作業を可能なものとした佐伯復堂の漢学の素養について考えてみたい。佐伯復堂の訳注を見るならば相当以前から相応の漢学の素養を身に着けていたことが明らかであるが、加えて周囲からの助力もあったことについて佐伯復堂自身が『譯註無刑錄』冒頭の義例において「本書ノ註釋ニ對シテハ、現代ニテ漢文ノ權威ト稱セラルル人々ノ意見モ參酌セシガ、就中足利衍述君ノ如キ、特ニ

援助セラレタリ。記シテ謝意ヲ表ス。」と述べている。足利衍述は哲學館の漢學專修科の第一回卒業（明治32年1月）であり、哲學館という縁を通じて協力したものではないかと推定される。

足利衍述が在学した当時の漢學專修科の科目（漢文）及び担当講師は『東洋大学百年史』によれば毛詩（根本通明）、唐宋八大家文読本（萩原裕）、尚書（山井幹六）、論語・大学及び中庸（安井小太郎）、老子・左伝（島田鈞一）、孟子（池田精一）、

(39) 「足利衍述 あしかが・えんじゅつ 明治・大正期の日本儒学史研究家 東洋大学教授、明治大学予科教授 ㊤明治11（1878）年8月19日 ㊦昭和5（1930）年12月22日 ㊧愛媛県宇和郡伊賀上村（現・東宇和郡宇和町）号＝欽堂学人 ㊨東洋大学漢學專修科（明治32年）修了 ㊩幼少から漢学を学び、大阪泰西学館、東洋大入学を経て、日本儒学史の研究に専念。「東洋哲学」などに「寛政異学禁の顛末」「室九巢の学」「藤原惶窩入薩説」など論文を発表。また「日本新聞」に「徳川時代・無聞の学者」を連載。その間、東洋大、日大、明大で漢文、日本漢学史を講義。昭和3年「日本朱子学史の研究」に東照宮三百年祭記念会から研究費補助が出た。著書に「鎌倉室町時代之儒教」。未刊に「日本漢学史」「日本朱子学史」「近世儒家年表」などがある。」（日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典（あ～せ）』（日外アソシエーツ・2004）64頁）。

(40) 哲學館漢學專修科については東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編 I』（東洋大学・1993）260～268頁参照。

(41) 東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編 I』（東洋大学・1993）262頁参照。

(42) 根本通明の履歴、さらには帝國大學での講義の様相等について拙稿「中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面」（法政研究86-2・2019）251～252頁参照。

(43) 「ハギワラセイチュー 萩原西疇（1829-1898） 明治初期の儒者。名は裕、字は好問また公寛、西疇はその號、通稱は英助。江戸の人。その祖は甲斐國主武田信昌より出づ。信昌の孫昌勝、山梨郡萩原村に邑を賜はり因つて氏となす。西疇の祖父大麓、片山兼山に従つて業を習ひ、學成りて生徒に教授す。父は善韶、樂亭と號す。詩文を能くせり。叔父を公龍（號、綠野）といひ、亦詩に堪能であつた。父歿せし時、西疇僅に三歳。幼にして讀書を好まず、十四歳のとき發憤、學業に勉勵す。二十六歳、愈々儒業を治め、新井白石の『讀史餘論』を校訂して之を刊行し、名聲一時に高くなつた。時に米艦來航の事あり、林洞海、杉田成卿に就いて洋書を治め、先づ天下の禍を除くには小人を退くるに若くはなしと、宋の名臣の奏議を評して『獻替録』と名づけて世に出し、のち明一代の奏議を撰評して『獻替後録』と名づけた。更に宋、明烈士の事蹟を集めて、『丹碧類稿』と名づく。また本邦の歴史にて外國に關するもの悉くを網羅して『顯承述略』前後兩編凡そ十八卷を著す。明治の初め伊豫今治侯の聘に應じ、廢藩に及んで、八年修史局に職を奉ず。一旦職を退いたが、十四年再び太政官に入り「外交史」を編す。また宮内省にて臺灣、琉球の始末を編して「善隣始末」と名づく。のち時の外務大臣大隈重信に書を上り「外交史」の續編に従事したが、その半にして疾を以て明治三十一年二月十九日歿した。年七十。谷中の天王寺に葬る。著はすところ上記の外に、東坡外傳、新律附例解、女訓、鹿鳴園叢書、諸子大意等あり。」（下中彌三郎編『大人名事典』（平凡社・1954）第5卷139～140頁）。

(44) 「やまのい・せいけい【山井清溪】（1846-1907）幕末～明治時代の漢学者。弘化3年2月25日生まれ。山城（京都府）淀藩士内田成允の子。山井道子の夫。山井璞輔にまなび、養子となる。安井息軒らに入門し、伊予（愛媛県）西条藩の藩校沢善堂の学頭をつとめる。廃藩置県後、東京の養正塾などでおしえ、明治29年一高教授。明治40年5月28日死去。62歳。名は重章。通称は善輔、幹六。」（『講談社日本人名大辞典』（講談社・2001）1987頁）。

(45) 「安井小太郎 やすい・こたろう 明治～昭和期の漢学者 大東文化学院教授 ㊤安政5年6

資治通鑑質問(石川二三造⁽⁴⁷⁾)となっている。長男である島田鈞一は言うまでもなく、その他の教員も多く島田篁村即ち島田重礼に繋がる人物であることは興味深い。また、安井小太郎始め安井息軒⁽⁴⁹⁾に繋がる人物が多く見られるのも今一つの特徴と言えるか。

同科については『漢學專修科講義録』が刊行され、今日で言う通信教育も行われていた。それら講義録については前述の担当者の他、例えば周易(内田周平⁽⁵⁰⁾)、列子(坂田丈平⁽⁵¹⁾)、支那文学史(高瀬武次郎⁽⁵²⁾)、経史解題(中山久四郎⁽⁵³⁾)等が見られる。

- 月19日(1858年) ㊟昭和13(1938)年4月2日 ㊤日向国(宮崎県) 本名=安井朝康 旧姓(名)=中村 号=朴堂 ㊦東京大学 ㊧文久2年(1862年)父が尊王攘夷運動で江戸・伝馬町にて獄死後、母方の祖父の儒者・安井息軒に引き取られ、5歳でその郷里・日向に移り住んだ。息軒の家を継ぎ、安井姓を名乗る。12歳で藩校・振徳堂に入り、明治4年14歳で江戸に出て祖父の家に移り、儒学を学ぶ。9年息軒の死後、下谷の双桂精舎・島田篁村に師事し経学を修め、11年京都の草場船山に招かれて草場塾の塾頭となる。のち再び双桂精舎に帰り、また二松学舎に学んだ後、15年東京大学に入る。学習院、北京大学堂、一高、文理科大学などで教鞭を執り、晩年は大東文化学院教授を務めた。著書に「論語講義」「日本儒学史」などがある。」(日外アソシエーツ『20世紀日本人名事典』(そ〜わ)(日外アソシエーツ・2004)2579頁)。
- (46)「島田鈞一 しまだ・きんいち 明治〜昭和期の漢学者、教育家 東京文理科大学教授 ㊨慶応2年7月15日(1866年) ㊩昭和12(1937)年12月13日 ㊪越後国(新潟県) ㊫帝国大学文学科古典科(明治22年)卒 ㊬漢学者・島田篁村の長男に生まれ、幼時から漢学を修め、長じて藤沢南岳に学ぶ。明治27年から長年に渡り第一高等学校教授を務め、のち名誉教授となる。昭和4年東京文理科大学教授となり、東京高等師範学校講師を兼務、7年退官して東方文化学院東京研究所研究員、大正大学教授、智山専門学校講師、斯文会理事などを務め、学界に貢献した。著書に「春秋左氏伝新講」「論語全解」などがある。」(日外アソシエーツ『20世紀日本人名事典』(あ〜せ)(日外アソシエーツ・2004)1260頁)。
- (47) 木舌子「石川二三造君」(盍簪8・1898)、小出昌洋「石川文莊覚書 付根岸人物誌」(根岸倶楽部編『東京下谷根岸及近傍』第1輯(根岸倶楽部・1981)等参照。それらによれば文莊乃至兼六ともいい、島田篁村の高弟、内田周平と同門の親友であったという。
- (48) 島田重礼とその近代中国への影響関係の有無等について拙稿「中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面」(法政研究86-2・2019)250頁、特に註52、53にも挙げた水野博太「東京開成学校及び草創期の東京大学における漢学の位置と展開」(東京大学文書館紀要36・2018)及び水野博太「19世紀末における漢学と「支那哲学」」(思想史研究21・2015)の記述は示唆に富む。
- (49) 小宮厚・町田三郎『松崎謙堂・安井息軒』(明德出版社・2016)、和田雅美『瓦全 息軒小伝』(鉦脈社・2005)、黒江一郎『安井息軒』(日向文庫刊行會・1953)等参照。
- (50)「内田周平 うちだ・しゅうへい 明治〜昭和期の中国哲学者 ㊭嘉永7年11月7日(1854年) ㊮昭和19(1944)年12月23日 ㊯静岡県浜松 字=仲準、号=内田遠湖 ㊰東京帝国大学文学部(明治19年)卒 ㊱東大医学部を中退して儒学に転じ、明治20年より哲学館(東洋大学の前身)でハルトマン美学や儒学を講じた。著書に「寛政三博士の学塾」(昭6)や「遠湖文髓」全4巻(昭15)などがある。45年の南北朝正閏問題の際には日本国体擁護団を組織し、国定教科書を改訂させた。」(日外アソシエーツ『20世紀日本人名事典』(あ〜せ)(日外アソシエーツ・2004)392頁)。
- (51)「故坂田丈平氏の傳」(慶應義塾學報19・1899)、「阪田丈平」(山田義信(職水)『備作紳士列

以上の講義録は佐伯復堂も参考として手にした可能性は零ではなからう。⁽⁵⁴⁾

『譯註無刑録』における佐伯復堂の訳注では十三経、二十四史は言うに及ばず、膨大な漢籍が引照されており、その読書量に圧倒される。大半は語釈であるが、時には特定の事項について長文の解説を置く例もあり、例えば「周易」については6頁程度を費やして詳細な解説を行っている（上巻70～76頁）。また先行研究を引く箇所もあり、例えば法經六篇について「東川徳治著支那法制史研究ノ一節ヲ以テ註解ニ代フ」（中巻94～95頁）、八辟について「東川徳治氏ノ支那法制史研究ヨリ摘載」（中巻160～166頁）等、東川徳治『支那法制史研究』（有斐閣・1924）を引いている。また管子につき「小柳司氣太氏管子解題參稽」、出典は明示されないながらも荀子につき「以上服部宇之吉博士ノ説ヲ援用ス」とする箇所（中巻113～118頁）もある。「刑名」の解説においては「以上漢文大系序文ヲ参考トス」とあり（上巻152～153頁）、当時刊行されていた漢文大系をも参考としていたことが見て取れる。

さて、佐伯復堂の言葉を借りれば以上の『譯註無刑録』と「姉妹關係に在らずして寧ろ母子關係に在る」⁽⁵⁵⁾のが『支那歴代刑事法制的思想 「大學衍義補」 慎刑憲篇』上下巻（司法資料第167・168號）（司法省大臣官房調査課・1932.1、2）である。同書上巻の佐伯復堂による序文に刊行の経緯が記されているので簡単に見ておくことにしたい。

傳 初編』（精文堂・1899）、「坂田丈平君」（木戸照陽編『日本帝國國會議員正傳』（田中宋榮堂・1890）280～281頁）参照。それらによれば号は警軒、阪谷朗廬の甥。木下犀潭、安井息軒門下。明治元年朗廬より興譲館を引き継ぎ、明治11年縣會議員、明治23年帝國議會衆議院議員。

(52) 吉田公平「高瀬武次郎年譜稿——東洋大学の漢学者たち（その1）」（井上円了センター年報15・2006）参照。

(53) 「中山久四郎 従四位勳三等、文學博士、東京高等師範學校教授兼史料編纂官、日本大學講師、長野縣在籍 君は長野縣人中山禎次郎の弟にして明治七年二月を以て生れ現戸主彌六の養子となる同三十二年東京帝國大學文科大学漢文科を卒業し同三十四年歐洲に留學す後廣島高等師範學校教授東京帝國大學早稻田明治東洋各大學及東洋協會專門學校各講師等に歴任し現時東京高等師範學校教授にして東京帝國大學史料編纂官を兼ね日本大學講師たり曩に文學博士の學位を受く」（『人事興信録』（第8版）（人事興信所・1928））ナ81頁。

(54) さらに関連する知的背景として中国史を視野に入れる必要があるが、これについてはさしあたり奈須恵子「一八九〇年代後半の「東洋史」教育——『哲学館講義録』を中心に——」（井上円了センター年報9・2000）参照。

(55) 司法省調査課編『支那歴代刑事法制的思想 「大學衍義補」 慎刑憲篇』上巻（司法資料第167號）（司法省大臣官房調査課・1932.1）序2頁。

「無刑録譯註了つて跋を平沼男に請ふや、談偶々「大學衍義補」の慎刑憲篇に及ぶ。男曰く、慎刑憲篇は無刑録の母胎たるが故に、更に之を譯註するは、無刑録の譯註と相待ちて亦須要なる事業たらずやと。この説・妥當、予の素懷に合ふ。去つて之を司法省調査課長木村尚達氏に告げ、司法資料の一端として印行せられんことを期す。氏・熟思久之、直に之を快諾し、その大意を翻譯して附するに原文を以てするを求めらる。⁽⁵⁶⁾…」

平沼騏一郎にしてみれば『大學衍義補』は無窮會成立のさらにその昔、「乃ち文學博士林泰輔氏を聘して、毎週一次大學衍義補の講席を開き、有志の士をして參聽せし⁽⁵⁷⁾」めた思い出の漢籍でもあったのであろう。自然話題に上ったとして全く不思議はない。

同書では原文の翻訳・訳注がまず置かれ、漢文原文がその後に置かれる形式で記述が進められている。『譯註無刑録』の経験が生かされたことは想像に難くないが、それにしても『譯註無刑録』下巻刊行（1930.8）から僅か1年半足らずで『大學衍義補 慎刑憲篇』の訳注を終了・刊行し得ているその精力的な活動には只々驚かされるばかりである。

三 諸論考とその学風

（1）初期の作品群

さて、以下に『譯註無刑録』の副産物とも言える初期の佐伯復堂の東洋法制史関連の論考を見ておきたい。

佐伯復堂自身が「余は東洋に起つた出來事及び思^{ママ}に就て古今の例なく種類の何たるを問はず、一意研究を續けたること爰に三十有餘年であるが⁽⁵⁸⁾」と述べるところから見れば、汎く東洋に興味関心を抱き始めたのは10代の頃からのようであり、初期（といっても佐伯復堂50歳前後であるが）に発表された研究は「絶句の研究」

(56) 司法省調査課編『支那歴代刑事法制的思想 「大學衍義補」慎刑憲篇』上巻（司法資料第167號）（司法省大臣官房調査課・1932.1）序1頁。

(57) 「無窮會沿革誌」（林正章編『神習文庫圖書目録』（無窮會・1935）所収）1頁。

(58) 佐伯復堂「支那の近代思想」（法曹公論31-2・1927.2）61頁。

(東洋哲學32-7・1925.8)、「東洋の二大詩人 李白杜甫の比較研究」(東洋文化24・1926.1)、「東洋劇の研究」(東洋文化25~28、30~34・1926.2~1927.2)、「聖雄ガンヂーの面影」(法曹公論30-9~11・1926.9~11)、「支那の近代思想」(法曹公論31-2~4、6・1927.2~6)、「支那南方の文化中心地」(大東文化4-4・1927.4)といった形で、東洋法制史とは直接関係しないけれどもかなり幅広い主題を扱ったものが見られる。

発表媒体としては哲學館刊行の『東洋哲學』、さらには当時勃興した東洋関係の諸団体が刊行した雑誌、就中東洋文化協會刊行の『東洋文化』、大東文化協會刊行の『大東文化』への寄稿が見られる。いずれも平沼騏一郎と繋がり深い団体である点特徴的である。日本辯護士協會刊行の『法曹公論』⁽⁵⁹⁾に寄稿しているのは『法律新聞』⁽⁶⁰⁾記者として法曹界との縁があったことによるのか、或いは冒頭述べたように弁護士資格を有していた可能性に基づくのか不明であるが、いずれにせよ佐伯復堂の関心に近く、また人脈のある媒体に論考が発表されているのが特徴的である。

佐伯復堂が東洋法制史について発表した最初の論考としては『法律新聞』の論説記事であるが「禮儀の法律化より法律の禮儀化へ」(法律新聞2262・1924.6.5)を挙げるべきであろう。ほぼ同様の主張が「東洋の法制思想——禮と法律との關係」(東洋哲學31-8、9・1924.8、9)にも繰り返されている。曰く、「道德の發見して見るべきものが禮義であつて、禮義の隱微にして見るべからざるものが道理」であり、「禮儀は外形のみにして、禮義は内心をも含蓄するのである。…古代は法律も禮義中に存在し、臣民の權利義務は悉く禮義中に於て制定されたのである。…其禮義の成文にして今日まで殘存するものは、獨り周禮あるのみである。…されば周禮は、

(59) 東洋文化学会設立(大正10年5月)当初の会長は大隈重信であったが、『東洋文化』刊行開始時の会長は平沼騏一郎であった。『東洋文化』第1巻第1号(1924.1)には「東洋文化學會々告」として大正12年4月16日開催の評議員会において会規改正の議論が収録されている。関連する論考として鈴木望「平沼騏一郎と無窮會・東洋文化学会の初期の事業——平沼騏一郎とその周辺の政治家・漢学者の活動を中心に」(東洋文化108・2012)参照。

(60) 「本協會成立趣意」(大東文化1・1924)176頁参照。同会は「東亞固有ノ文化ヲ振興スルヲ以テ目的」とし、會頭を大木遠吉、副會頭を江木千之(江木衷の兄)及び小川平吉、學院總長を平沼騏一郎が務めている(「本協會々員募集」(大東文化1・1924)180頁以下参照)。

(61) 三阪佳弘「設立期の日本弁護士協會」(岩谷十郎・村上一博・三阪佳弘監修『日本弁護士協會録事 明治編 別巻』(ゆまに書房・2008)所収)参照。『日本辯護士協會録事』の継続後誌が『法曹公論』である。

支那法制史^{ママ}を研鑽するものにつて、第一に緋くべきもの⁽⁶²⁾とされている。彼にしてみれば「法律は禮義より出たから復た禮義に反るが當然であつて、そこが法律の精神的生命である⁽⁶³⁾」のであり、東洋の文化、就中周代の文化に高い評価が与えられている。

以降は刑罰史に関する論考が続く。「東洋の流刑」（大東文化5-11・1928.11、後に加筆の上「支那の流刑に就いて」（刑政42-1・1929.1）として再掲）、「東洋の自由刑に就て」（法律論叢7-11、8-1・1928.11～1929.1）、「支那の笞刑に就て」（法曹會雜誌7-1・1929.1）、「支那の隔離刑に就て」（法律新聞3037・1929.10.23）等である。ただいずれの論考においても、それぞれの刑罰につき唐代や明代の情況が全く語られないわけではないのだが、記述の中心は圧倒的に周代及びそれ以前であり、依拠される史料も圧倒的に『周禮』を中心とする古典籍及び『無刑録』がその中心を占めている。

これら刑罰史研究を総括する形で執筆されたと見られるのが「東洋刑事法制史——支那に於ける刑罰の變遷」（刑政42-9～12、43-1・1929.9～1930.1）である。その総論とも言うべき連載第1回において佐伯復堂は「支那の刑事法制史は、之を刑罰觀念より見るに、時代の経過は徒らに變遷したのであつて、發達したものでない。若し發達の點より觀れば、蓋し虞・夏・殷・周の盛王時代に過ぐるものなかるべく⁽⁶⁴⁾」とし、支那の刑罰觀念を「語源」・「思想」・「史実」の三項から分析する。「語源」については「刑」や「法」の字義を説き、「思想」については儒家の徳治・法家の法治に説き及ぶ。そして「史実」につき「其最も進歩した法律思想及び刑罰觀念は、時代の順序から之を觀ると、第一に虞代、第二に周代、第三に漢代、第四に唐代、第五に明代を擧げざるを得ない。しかし、その各時代の中心は、結局周代文化であつた。周化文化^{ママ}の記録は、他の諸記録と共に、考證上そのままに信じ難きものもあるが、考證は未だ定説に至らざる限り、古來の通説に従つて之を史實となすも、亦た止むを得ざることである。⁽⁶⁵⁾」との立場を表明する。特に後半は彼の史料批判論を端的に示す文章として重要である。

(62) 以上、佐伯復堂「禮儀の法律化より法律の禮儀化へ」（法律新聞2262・1924.6.5）3面。

(63) 佐伯復堂「禮儀の法律化より法律の禮儀化へ」（法律新聞2262・1924.6.5）5面。

(64) 佐伯復堂「東洋刑事法制史——支那に於ける刑罰の變遷」（刑政42-9・1929.9）16～17頁。

(65) 佐伯復堂「東洋刑事法制史——支那に於ける刑罰の變遷」（刑政42-9・1929.9）23頁。

これを受けて連載第2回は三皇五帝時代から説き起こされる。さらにその後の部分は目次がやや乱れているが「一、法律概念発芽時代」以下、表題としては（イ）天意と刑罰、（ロ）天意は民意、（ハ）民意と刑罰、（二〔ニ?〕）帝舜の刑罰、（ホ）皇陶の主義、（三）皇陶の政策、（四）虞夏の禮刑、（五）商代と伊尹、と続いて打ち切りとなっている。行論では処々に幾度となく『無刑録』が引用されている。周代を頂点と見て『周禮』を中心とした古典籍乃至『無刑録』に依拠しつつその様相を詳述するという様式が佐伯復堂の採る研究方法として確立されてくるのが特徴的であり、この様式の成立に『無刑録』の訳注経験が大いに影響を与えていることは疑いのないところと言えよう。

（2）佐伯—瀧川“論争”

1929年末、時に52歳の佐伯復堂は、かの瀧川政次郎の論考に対して“論争”を挑むこととなる。瀧川政次郎は時に32歳、九州大学内訶事件に巻き込まれて休職を余儀なくされた挙句1929年11月に退官した丁度その時期であった。論争自体は瀧川政次郎「唐禮と日本令」（法學協會雜誌47-9・1929.9）に対し佐伯復堂「瀧川學士の支那禮刑分化觀を難ず」（法律論叢8-12・1929.12）が批判を加え、これに瀧川政次郎「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」（法律論叢9-2・1930.2）が反論、さらに佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の誣妄を排す」（法律論叢9-3・1930.3）が再批判を行う形で展開された。

佐伯復堂が問題視したのは瀧川政次郎が論文「唐禮と日本令」の冒頭において「支那の上代に於いて禮と呼ばれたものは、社會上、宗教上及び法律上の規範であつて、支那上代社會の統制は、殆どこの禮なる唯一の規範によつて行はれてゐたと云つてもよい。…春秋戰國の世、爲政者の權力増大し、制裁を直接治安に妨害ある違禮者に加ふるに及んで禮法分化し、法刑は終に禮樂と相並んで政治の要具となつた。」⁽⁶⁷⁾と述べた箇所であった。佐伯復堂の批判の中心は「周代は言ふに及ばず、殷代でも夏代でも、將た虞代でも、もつとその以前の黄帝時代でも法刑が禮儀と共に存在し

(66) 九州大学法学部百年史編集委員会「九州大学法学部・法科大学院の歩み」（法政研究81-4・2015）751～748頁参照。

(67) 瀧川政次郎「唐禮と日本令」（法學協會雜誌47-9・1929.9）49～50頁。

たことは、典籍に歴然としてゐる。決して春秋戦國の世に至つて、分化したものでない。」⁽⁶⁸⁾という点にあった。

これに対し瀧川は「私の右の論文は、支那に於ける禮法分化を論ぜんとする如き意圖を全く持たないのである。」とし、「春秋以前に刑があつたといふことは決して私の所説と矛盾するものではない。何となれば、私の云ふ上代の禮は、後世の禮儀作法の禮にあらずして、法律、宗教、道德、禮儀のすべてを包括する禮であるからである。」⁽⁶⁹⁾としている。

瀧川はさらに進んで史料批判の点から問題を提起する。彼は「氏は夏殷周は勿論、黄帝堯舜の時代をも實在の時代なりと考へ、その年紀の如きも正確なるものとして信じて居られるやうである。然し私をして云はしむれば、周以前は傳説の時代であつて、堯舜禹湯の時代の話をも史實として信ずることはできない。」⁽⁷⁰⁾と述べ、「又氏は周禮を周時代のものと考へ、左傳を孔子の弟子の左丘明の作つたものと考へて、其處に書いてあることを周若しくは春秋時代の事實として信じて居られるやうであるが、この二つの書物はどんなに古く見ても戦國の末のものであるといふことは、殆ど今日の學界の定説であると云つてよい。又氏は右論文の中で、書經の大禹謨や仲虺之誥などを引いて居られるが、この二篇は所謂近文尚書であつて、それが晋代の偽作であることは、これまた學界周知の事實である。」⁽⁷¹⁾と攻撃する。

さらに瀧川は参考文献の古さを難じて「何故氏は現代の支那學者の言説を引くことを爲さずして、百年も二百年も前の人である蘆野徳林や丘濬の言説を引かれるのか。學問は支那に於いても日本に於いても著しい進歩を遂げている。今日は支那に於いてすら、周禮を全部周代の制度として信用したり、左傳を左丘明の著作として信ずる者はなくなつてきてゐる。況んや帝堯在位百年といふやうなことは、中學生すら信じなくなつてゐる。この時勢に當つて佐伯氏が春秋戦國よりも十數世紀以前の黄帝時代とか虞の時代とか云はれるのは天下の奇觀である。されば氏の云はれる通説なるものは、恐らく百年二百年前の通説であつて、現代の通説ではないのであ

(68) 佐伯復堂「瀧川學士の支那禮刑分化觀を難ず」(法律論叢8-12・1929.12) 49~50頁。

(69) 以上、瀧川政次郎「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」(法律論叢9-2・1930.2) 54頁。

(70) 瀧川政次郎「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」(法律論叢9-2・1930.2) 57頁。

(71) 瀧川政次郎「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」(法律論叢9-2・1930.2) 58頁。

らう。」⁽⁷²⁾として論を閉じている。

実際に中学校に教員として籍を置いた身にとって「中學生すら信じなくなつてゐる」という語は逆鱗に触れるものであったのか、佐伯復堂はその箇所を引用して「わたくしを中學生以下にこきおろしたやうであるが、わたくしはどこに帝堯在位百年を信ずといつたか。どこに左傳は丘明の著作といつたか。どこに周禮を全部周代の制度として信用したか。わたくしは氏を學者と考へてゐると同時に、學者らしい品位をもつ人と考へてゐたのは、全部裏切られた感がある。」⁽⁷³⁾と感情を顕わにして反論を行っている。

瀧川が投げかけた史料批判については、「大禹謨、仲虺之誥は古文尚書たることが、苟も漢籍に通ずるもの、周知する所である。」⁽⁷⁴⁾と瀧川の誤りを訂正した上で、30点にも及ぶ漢籍を羅列して「上代としては十分の史實がある」とし、「氏は一概に黃帝唐虞時代の記録を、神話時代として度外視するが、それは學者の見方に屬することで、氏の如く度外視することを新らしがりて、一切價値なしとし、支那の起源、發達の經路を之に由つて研究することを避け、その事實として記録に傳へたるものを全部抹殺し、文學士淺井虎夫「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」を参照するは、わたくしどもから見ると、餘りに輕薄な研究法としか思はれない。」⁽⁷⁵⁾と述べている。

ここで思い起こされるのは佐伯復堂自身が「東洋刑事法制史——支那に於ける刑罰の變遷」において「周化文化の記録は、他の諸記録と共に、考證上そのままに信じ難きものもあるが、考證は未だ定説に至らざる限り、古來の通説に従つて之を史實となすも、亦た止むを得ることである。」と述べていたことである。そこに「記録」がある以上、彼にとってそれは無視出来ない、或いは無条件に否定出来ないものであったのであろうか、彼は「あれだけの事實記録中、信據すべきものなしとして方付けるだけの勇氣と理論的根據とを持たない」⁽⁷⁶⁾のであった。

(72) 瀧川政次郎「支那上代の禮法分化に對する佐伯氏の論難に答ふ」(法律論叢9-2・1930.2) 59頁。

(73) 佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の誣妄を排す」(法律論叢9-3・1930.3) 53頁。

(74) 佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の誣妄を排す」(法律論叢9-3・1930.3) 50頁。

(75) 以上、佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の誣妄を排す」(法律論叢9-3・1930.3) 54頁。

“論争”の中心に史料批判を巡る問題があることが見て取れるわけであるが、『周禮』については既に同様の論点を取り上げられ、学界において論争が行われていたことが知られる。即ち田能村梅士「支那監獄の起原」（法學協會雜誌21-10・1903.10）に対する鈴木宗言「支那監獄の起源を讀みて（田能村氏に答ふ）」（法學協會雜誌22-1・1904.1）がそれである。同論争については既に中島三知子による諸論考⁽⁷⁷⁾があるので詳細はそちらに譲るが、この論争の際、重要な論点として言及されたのが『周禮』に関する史料批判であった。

『周禮』に対し絶対的信頼を置く田能村に対し鈴木は「夫れ周禮は後人の周官を基礎として偽撰せるに過ぎずとは、苟くも眼識を有する漢儒多數の鐵案にして、今更是れを争はんとするものなき所、殊に其の基礎と頼みたる周官すら、尚且つ周公の作にあらずと爲すの説あり」と述べて儒学において展開された多くの史料批判に言及し、「故に吾輩は思ふ、之れを以て參考に資するは可なり、此一書に依て周代の事實を決するは危しと、然るに先生獨に斷じて曰ふ、何人も之れを信ぜざるものなかるべしと、是れ先儒を誣るものなり⁽⁷⁸⁾」と述べている。これを受けて田能村はその主著『世界最古の刑法』（有斐閣書房・1904）に追補を行って自説を訂正するに至るのであるが、不思議なのはこの論争乃至『世界最古の刑法』について、その刊行当時20歳代後半であった佐伯復堂は何も知らなかったのであろうか、という点である。

『譯註無刑錄』に序文を寄せた一人である鶴澤總明は「無刑錄を私に紹介して呉れた人は、今は悲い哉、故人となられた舊友田能村梅士君であつた。明治三十七年同君は、「世界最古の刑法」を公刊して、學界に一大寄與を致されたのである。當時支那古典に於ける刑法理論の究明に就き、同君は私に相談せられた。その時無刑錄が問題となつたのであります。「世界最古の刑法」に無刑錄を引用してあるのは、

(76) 佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の誣妄を排す」（法律論叢9-3・1930.3）56頁。

(77) 中島三知子「田能村梅士の東洋法制史研究」（法史学研究会会報8・2003）、中島三知子「田能村梅士考——明治の一ジャーナリストの中国法制史論」（慶應義塾大学）法学政治学論究61・2004）、中島三知子「『世界最古の刑法』小考——田能村梅士の中国法制史論」（慶應義塾大学）法学研究82-1・2009）参照。

(78) 以上、鈴木宗言「支那監獄の起源を讀みて（田能村氏に答ふ）」（法學協會雜誌22-1・1904.1）82頁。

注目すべきであります。私は此機會に篤學者田能村君を語ることを、佐伯君も讀者も容認せらるゝことと信ずるのであります。」と述べている。『世界最古の刑法』には穂積陳重、戸水寛人、岡田朝太郎、鶴澤總明、岸本辰雄が序を寄せており、就中鶴澤を介して情報が伝わった可能性は零ではないと思われるのであるが、管見の限り佐伯復堂が田能村について論及した文章は見当たらない。

また、この田能村 - 鈴木論争を待たずとも、『周禮』を巡っては過去膨大な考証が重ねられ、「偽書」であるとの論点が存在すること自体、漢学に通じた人間であれば周知のことであったと思われるが、先にも見た通り、佐伯復堂は「考証は未だ定説に至らざる限り、古來の通説に従つて之を史實となすも、亦た止むを得ざることである。」と述べる。旧來の漢学における「考証」は、彼にとっては「定説」に至つたものではなかった、ということなのであろうか。

さて、瀧川から指摘された今一つの問題、参考文献の古さについて佐伯復堂は「論説の價值は古い人ほど無い。新しい人ほど有るといふ新しがり病に罹つてはいけない。現代支那の學者には梁啓超、王振先等、等あるが、支那上代の禮治主義（徳治主義）に就ては、丘濬又は芦東山などと一致してゐる。」⁽⁸²⁾とし、また「廣地千九郎氏や東川徳治氏などの小著もあるが、皆わたくしの主張と一致した論點を有してゐる。」⁽⁸³⁾とも述べているところからすれば、先行研究を全く読んでいないわけではないことが分かる。であれば田能村の著作をも読んでいて不思議はないのであ

(79) 『譯註無刑錄』上卷（刑務協會・1927.8）鶴澤總明序文7～8頁。

(80) 鶴澤自身が当時中国法に相應の関心を示していることは注目されて良い。『譯註無刑錄』刊行までに既に例えば「漢學に現はれたる法律思想」（漢文學會會報14・1915、後に鶴澤總明『椿湫論集』（春秋社・1916）所収、なおこの漢文學會會報別刷を森歐外が私家製合冊本としたものが東京大学附属総合図書館鳴外文庫中にある（請求記号：鳴C10:31）、「東西法理の比較」（東洋文化之神髓1・1923）、「禮と法」（東洋文化2・1924）等を発表しており、政治思想研究を加えるとなお膨大となる。別途本格的な研究が待たれるところである。

(81) 坂出祥伸「中国古典籍の偽書について」（関西大学図書館フォーラム9・2004）参照。他方で偽書という論点を抱えつつも後世政治制度を論ずる際に何故か『周禮』が引照され続けるという特徴をどう評価するか、興味深い難題である。谷井俊仁「官制は如何に叙述されるか——『周礼』から『会典』へ」（（三重大学）人文論叢23・2006）参照。さらにはそうした問題は中国に限らない。羽賀祥二「明治維新と『周礼』」（年報近現代史研究1・2009）参照。

(82) 佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の謬妄を排す」（法律論叢9-3・1930.3）53頁。

(83) 佐伯復堂「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の謬妄を排す」（法律論叢9-3・1930.3）55頁。

るが、何とも不可解である。

瀧川は再反論の必要までは認めなかったものと見え、両者の間でこれ以上の議論が交わされることはなかった。

(3) “日中交流”から見る作品群

さて、佐伯復堂の作品の中には学術上の“日中交流”とも位置付けられる作品が幾つか存在する。その嚆矢となるのは佐伯復堂「趙博士と中日親善の将来」(東方公論1-10・1926.10)であろう。趙博士とは1925年10月9日、『刑法過失論』(後に清水書店・1926として刊行)により明治大學より法学博士号を授与された趙欣伯⁽⁸⁴⁾である。趙欣伯は中華民國出身者で初めて日本で法学博士号を得た人物として相当注目を浴びたようであり、佐伯復堂が在籍した『法律新聞』でもその人物像が巻頭記事として特集された程であった⁽⁸⁵⁾。

本稿の主題からは若干離れるが、この趙欣伯と岡田朝太郎を始めとする清朝法律顧問を含む著名な法律家達との間に交流が行われていることは大変興味深い。趙欣伯が東三省法律顧問の任にあった際に開催された奉天法學研究會(1927年9月13～18日開催)の記事が法律新聞2747・1927.10.18の1～2面にあり、具体的内容については「東三省法學研究會の講演會」(法律新聞2749・1927.10.23・20面)がこれを伝えているが、招聘された日本人学者の中には岡田朝太郎、志田鉀太郎、板倉松太郎⁽⁸⁶⁾といった清末・中華民國の法典編纂に携わった人物が名を列ねている。

次いで佐伯復堂「支那行刑問題と嚴景燾の論評に就て(一)～(五・完)」(刑

(84) 「趙欣伯 Chao Hsin-po 河北省宛平縣人。一八八七年生。日本明治大學卒業。後任日本陸軍大學支那語講師、其後更に故花井卓藏氏に師事して法律を研究し一九二五年法學博士を授けらる。一九二六年任張作霖法律顧問。一九二七年任北京外交部條約改訂委員會委員。一九二八年張作霖歿後奉天に歸り任東北法學研究會會長。一九三一年滿洲事變勃發するや逸早く日本軍と折衝して奉天の治安維持に努む。一九三二年任奉天市長兼高等法院長、同年春滿洲國成立するに及び任立法院長、一九三四年免官。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會・1937)664頁)。

(85) 敬生「美しき夫人を失ひ、痛切に『過失』を知つたソレガ動機で博士となつた 法學博士趙欣伯君」(法律新聞2472・1925.11.20)1～2面。日本で法學博士を獲得した初の中華民國人ということからか、半ば中傷的な論も投げかけられることがあったが、趙欣伯は至って冷靜かつ低姿勢に、丁寧な反駁を試みている。趙欣伯「荒木氏の失火體刑可否論に就て」(法律新聞2468・1925.12.25)5～6面参照。

(86) この際の経験も踏まえての談話として「一人一話 大審院刑事部長 法學博士 板倉松太郎氏(一)～(五)」(法律新聞2747～2748、2753～2755・1927.10.18～11.8)が発表されている。

政43-9~12、44-1・1930.9~1931.1)を取り上げたい。論考中には「嚴景耀の論評」についての原典の明示はないが、実はこれは嚴景耀⁽⁸⁷⁾「中國監獄問題」(社會學界3・1930)をほぼそのまま翻訳したものである。原典の掲載されている雑誌『社會學界』第3巻は現在日本国内の図書館等では管見の限り京都大学人文科学研究所にしか所蔵のない稀覯の古書であるが、佐伯復堂が当時如何なる経路でこの論考を手に入れ、如何なる理由で和訳したのかは不明である。ただ翻訳は原文に忠実であり、佐伯復堂自身の手による翻訳であるとする、彼は中国の古典籍のみならず現代中国語にも通じていたことが判明する。

さらには「支那歴代、法衙法官の名稱沿革」(法曹會雜誌8-9・1930.9)もある。同論考は10頁にわたる行論の最後に「(李蔚岩説參稽)」とのみ表記されておりいずれの論考によったものか不明であるが、恐らくは李蔚岩「中國歴代審判制度沿革考」(法學叢刊1-1・1930)ではないかと推定される。同雑誌同巻号は管見の限り日本国内の図書館での所蔵が見当たらない程の稀覯本である。勿論現在稀覯であるからといって佐伯復堂が手に取れなかったことの証左にはならないが、先に見た論考同様その入手経路・翻訳経緯は現状では不明である。

以上の論考は中華民国の情報がほぼ時差なく日本に紹介された例として位置付けることが出来よう。

(4) 後期及びその他の作品群

さて、瀧川政次郎との論争中及びその後の佐伯復堂の作品群においては、古代中国における法思想の問題を扱う論考が増え始める。既に論争前に「支那に於ける法治思想の大成とその批判(一)~(三・完)」(法曹會雜誌7-4~6・1929.4~6)が公表されているが、続けて「社會觀念を基本とする荀子の法律思想」(大東文化7-2・1930.2、後に法曹會雜誌8-2・1930.2にも掲載)、「管子の法治思想—東洋刑

(87) 嚴景耀については陳策『从犯罪学先驱到民主斗士——严景耀研究』(浙江大学出版社・2013)、陳夏紅「为学当如严景耀——严景耀和他的犯罪学世界」(陳夏紅『風骨 新旧时代的政法学人』(法律出版社・2016)所収)等を参照されたい。

(88) 京都大学人文科学研究所図書室(人情セ)所蔵、請求記号:305/E-5。近年では本社文史編輯室選編『燕京大學學術期刊彙編』(社會學卷)(國家圖書館出版社・2009)として影印本が出版されている。なお嚴景耀の諸論考は民进中央宣传部編『严景耀论文集』(开明出版社・1995)にまとめられているが、各論考の出典は記されていない。

事法制史の一節（上）（下）」（刑政43-3、4・1930.3、4、後に大東文化7-11、12・1930.11、12にも掲載）、「義務の觀念を基本とせる儒家の法律思想」（法學新報40-11・1930）、「法治思想と法家出現（一）（二）」（法學新報41-8、9・1931.8、9）が発表されている。儒家や法家は兎も角、荀子や管子を扱う文献としては比較的先駆的なものの1つと見て良いのではなからうか。

その後は通史を意識したとまでは言い難いかも知れないが、「日本刑律史上間接根底を爲せる隋律と其の制度に就て」（刑政44-9・1931.9）、「東洋文化の根柢となった周代の法制概観」（法曹會雜誌9-9・1931.9）、「中國明代の法制概観（一）～（三・完）」（法律論叢10-9、11-1、11-2・1931.10、1932.1、1932.2）と続く。同時期には『支那歴代刑事法制的思想 「大學衍義補」 愼刑憲篇』上下卷（司法資料第167・168號）（司法省大臣官房調査課・1932.1、2）の刊行も済み、愈々これからという時に佐伯復堂は50歳代半ばにして嫡男・幸雄に先立たれるという不幸に襲われる。その悲痛故か、「中國明代の法制概観」を最後に東洋法制史に関する本格的な専論は遂に現れなくなってしまっている。

他方『法律新聞』の記事についてはその後も書き続けていたことが分かる。本稿末尾に一覧を附しておいたが、それらは「佐伯復堂」乃至「復堂」と署名のある記事のみである。恐らくは新聞記者として無名で執筆した記事も多くあることは想像に難くなく、佐伯復堂の手になる文章はもっと多いものと推測される。東洋大学を巡る事件についての記事を手掛けているのは哲學館出身という縁にもよるのであろうが、その他数多くの社会問題についての所論も公表している。特に哲學館出身の新仏教徒の活動内容の一環であった公娼廃止運動や禁酒禁煙運動に関連した記事が散見されることは、哲學館との繋がりによる可能性も推定出来よう。さらには法曹の人物像に迫る（やや閑話風の、と云えば失礼かも知れないが）記事が多く書かれているのが特徴的である。

(89) 東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編I』（東洋大学・1993）「第六章 哲學館同窓会の結成と卒業生の活躍」の「哲學館出身者の言説」（442頁以下）参照。

おわりに

1942年5月、『法律新聞』人事欄にひっそりと「本社記者佐伯復堂氏は、永年編輯局に在つて健筆を揮はれたが、今般研究の都合で退局、局外、客員として任意に時々投稿せらるゝことになつた。」との広告が掲載されている。時に佐伯復堂64歳、自己の研究活動の集大成へ向かう決意の表れであつたのか、これ以降『法律新聞』に彼の名前での記事は登場しなくなる。その後は雑誌『月刊刑政』に僅かに随筆が掲載されるが、これも1943年5月を最後に絶え、以降管見の限り佐伯復堂の文章を検索することは出来ない。その晩年は何時逝去したのかも含めて不明である。

戦後の早い段階で東洋法制史学史を回顧した仁井田陞「東洋法史学の諸問題」(人文4-1・1950)は「法史学又はその周辺に連なる研究論文中、主要なもの二十数種を例示すると、」とした注釈において「佐伯復堂氏「東洋の自由刑に就て」(法律論叢第七卷十一号十二号)⁽⁹¹⁾」を挙げているが、その本文においては全く言及されていない。またこれ以降も佐伯復堂の著作に言及する作品は殆ど見受けられない。やはりその活動の軸が新聞記者であつて大学教員ではなかつたということが作用したのであろうか。

あれだけの数の論考を発表した佐伯復堂については、実際に顔を合わせる機会があつたかどうかは別にしても、同時代を生きた人々の間でその名は相応には知られていたものと思われる。それが戦後かくも急速に影響力を失つたのは、その方法論の問題が大きかつたものと推定される。佐伯復堂が手ずから全訳注を加えた『無刑録』に深く愛着したことは想像に難くないが、逆に愛着の余り『無刑録』一本槍に終始してしまつた感拭いきれない。

ただ考古学的な成果を基盤に語れるようになった現代とは異なり⁽⁹²⁾、昭和改元から間もない当時において、或いは現在においてもなお、経書や史書といった中国古典

(90) 「人事 佐伯復堂氏退局」(法律新聞4774・1942.5.25) 参照。

(91) 仁井田陞「東洋法史学の諸問題」(人文4-1・1950) 14頁。

(92) 考古学的成果をも含めた基盤の上に展開される周代法制史研究として竹内康浩「金文から見た西周時代の裁判制度——西周王朝の実態の解明のために」(史学雑誌103-8・1994)、松丸道雄・竹内康浩「西周金文中の法制史料」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』(東京大学出版会・1993) 所収) 参照。

のテキストを史料としてどのように扱うべきかは難題であり続けている。佐伯復堂の方法論上の問題点を指摘するのは容易いにしても、では明晰かつ有効な代案如何という問題は中々に解答困難な問題であるとする事が出来よう。

また、所謂偽書であるからという理由だけでそのテキスト本体及びそれに関連して展開した思考の数々を丸ごと全て無意味なものとして切り捨てることは出来ない。本稿で見た『周禮』の如く、偽書との指摘がなされつつも、制度を語る際に（制度がそれ通りに再現されることはないにも関わらず）何かそれが基本形の一つとして参照され続けたこと、そしてそこへ重ねられてきた人々の思考をどう扱うべきか、は法制史学のみならず思想学上に横たわる巨大な問題である。佐伯復堂にしてみれば、ともかくもそれが記録として残っていること、乃至残されてきたことの持つ意味に目を向けて欲しかった、ということなのかも知れない。

ともかく、佐伯復堂が『無刑録』及び『大學衍義補 慎刑憲篇』の訳注を成し遂げたことは率直に評価されて良いものと思われる。そしてこのことは、『無刑録』が江戸時代の日本における中国法制史学の一齣として如何に位置づけられるべきか、また新律綱領等の律令に淵源を有する法令が現行法であった明治10年に『無刑録』が復刊されたことの意義をどう捉えるか、そしてそこからさらに時代を下り昭和に入ってから刊行された『譯註無刑録』が相当数の購読予約者を得たという事象をどう考えるか、等々、これまで議論されて来なかった東洋法制史学史上の複数の論点を新たに学界に提供するものと言えよう。

それにしても明治10年、この年に中田薫・浅井虎夫・佐伯復堂の3人が生まれたのは偶然ではあるにせよ、3人が東洋法制史学に対して果たしたそれぞれの役割を顧みるとき、世代という言葉で括りきれないその多様性に改めて思いを馳せざるを得ない。そして教育者・新聞記者・研究者という多様な職歴を経た佐伯復堂の自家独得の東洋法制史学は、一片の故紙と片付けられない、乃至片付けてはならない諸問題を孕みつつ、我々に再考を迫っているものとする事が出来よう。

【附表】佐伯復堂著作一覧

(1) 著書

- 『信心より靈驗へ〔第一編〕』（宗徳書院・1921.10）
『信心より靈驗へ 第二編』（宗徳書院・1923.3）
『信仰に生たる女性の靈驗』（宗徳書院・1923.7）
『信心より靈驗へ 第三編』（宗徳書院・1926.6）
『譯註無刑録』上卷（刑務協會・1927.8）
『譯註無刑録』中卷（刑務協會・1928.9）
『譯註無刑録』下卷（刑務協會・1930.8）
『支那歴代刑事法制の思想「大學衍義補」慎刑憲篇』上卷（司法資料第167號）（司法省大臣官房調査課・1932.1）
『支那歴代刑事法制の思想「大學衍義補」慎刑憲篇』下卷（司法資料第168號）（司法省大臣官房調査課・1932.2）
『文章論（昭和十三年十二月中於刑務官講習所）』（刑務協會・1938）

(2) 論考⁽⁹³⁾

- 「職業に關する設問」*（教育界3-7・1904.4）
「中等教育修身教授上に於ける卑見一東」*（教育界6-4、5・1907.2、3）
「狹隘なる哉教員登用の門」*（教育界10-1・1910.11）
「狹隘なる哉教員登用の門」*（教育學術界22-3・1910.12）〔教育界10-1掲載の記事の抜粋〕
「東洋の法制思想（一）（二）——禮と法律との關係」（東洋哲學31-8、9・1924.8、9）
「絶句の研究」（東洋哲學32-7・1925.8）
「東洋の二大詩人 李白杜甫の比較研究」（東洋文化24・1926.1）
「東洋劇の研究（一）～（十）〔（五）欠〕」（東洋文化25～28、30～34・1926.2～1927.2）

(93) *は「佐伯俊二」名義で発表されたもの。

- 「聖雄ガンヂーの面影（上）（中）（下）」（法曹公論30-9～11・1926.9～11）
- 「趙博士と中日親善の將來」（東方公論1-10・1926.10）
- 「無刑錄（一）～（六）」（法曹會雜誌4-11、12、5-1、2、4、5・1926.11～1927.5）
- 「無刑錄（一）～（五）」（刑政39-12、40-2～5・1926.12～1927.5）
- 「支那の近代思想」（法曹公論31-2～4、6・1927.2～6）
- 「支那南方の文化中心地」（大東文化4-4・1927.4）
- 「東洋の流刑」（大東文化5-11・1928.11）
- 「東洋の自由刑に就て（一）（二）」（法律論叢7-11、8-1・1928.11～1929.1）
- 「支那の流刑に就いて」（刑政42-1・1929.1）〔「東洋の流刑」を若干加筆訂正したものの〕
- 「支那の笞刑に就て」（法曹會雜誌7-1・1929.1）
- 「支那に於ける法治思想の大成とその批判（一）～（三・完）」（法曹會雜誌7-4～6・1929.4～6）
- 「東洋刑事法制史（一）～（五）——支那に於ける刑罰の變遷」（刑政42-9～12、43-1・1929.9～1930.1）
- 「瀧川學士の支那禮刑分化觀を難ず」（法律論叢8-12・1929.12）
- 「社會觀念を基本とする荀子の法律思想」（大東文化7-2・1930.2）
- 「社會觀念を基本とする荀子の法律思想」（法曹會雜誌8-2・1930.2）〔テキスト同上〕
- 「謠曲籠太鼓（俗譯）」（刑政43-3・1930.3）
- 「支那上代「禮法分化」に就て瀧川政次郎氏の謬妄を排す」（法律論叢9-3・1930.3）
- 「管子の法治思想—東洋刑事法制史の一節（上）（下）」（刑政43-3、4・1930.3～4）
- 「支那歴代行刑制度沿革一斑（上）（下）」（刑政43-7、8・1930.7～8）
- 「支那歴代、法衙法官の名稱沿革」（法曹會雜誌8-9・1930.9）
- 「支那行刑問題と嚴景燿の論評に就て（一）～（五・完）」（刑政43-9～12、44-1・1930.9～1931.1）
- 「合理的法律觀念の本源に溯りて」（正義6-8・1930.9）
- 「禁酒法と禁煙令をみつめて——空文徒法の活例」（正義6-9・1930.10）
- 「義務的觀念を基本とせる儒家の法律思想」（法學新報40-11・1930）
- 「管子の法治思想—東洋刑事法制史の一節」（大東文化7-11、12・1930.11、12）〔前

掲の刑政43-3、4所収のものと同じ]

「禁酒法と禁煙令をみつめて——空文徒法の活例」(警務彙報297・1931.1)〔「辯護士 佐伯復堂」と記名あり、前掲の正義6-8所収のものと同じ〕

「法治思想と法家出現 (一) (二)」(法學新報41-8、9・1931.8、9)

「日本刑律史上間接根底を爲せる隋律と其の制度に就て」(刑政44-9・1931.9)

「東洋文化の根柢となった周代の法制概観」(法曹會雜誌9-9・1931.9)〔「東洋大學講師 佐伯復堂」と記名あり〕

「中國明代の法制概観 (一) ~ (三・完)」(法律論叢10-9、11-1、11-2・1931.10、1932.1、1932.2)

「東洋訓話」(月刊刑政55-1~4、8、11、12・1942)

「國體明徴は臣道」(月刊刑政55-5・1942)

「友道」(月刊刑政55-6、7・1942)

「習慣初めを愼む」(月刊刑政55-10・1942)

「温故知新」(月刊刑政56-1~3、5・1943)

(3) 『法律新聞』掲載記事⁽⁹⁴⁾

「私娼の禁制を斷行せよ」(法律新聞2112・1923.4.20)

「咏櫻」(法律新聞2115・1923.4.28)

「抛殘熱涙酬知己 量到明珠贖阿嬌 (一) (玉樓春の情事)」(法律新聞2122・1923.5.15)〔「寄贈中華民國十一年八月十日初版名妓風流史第九章翻譯」とあり〕

「花舫笙歌風送處 畫船簫鼓月明中 (二) (小蘭珍の情事)」(法律新聞2123・1923.5.18)〔「寄贈中華民國十一年八月十日初版名妓風流史翻譯」とあり〕

「歌袋の紐を解いて」(法律新聞2128・1923.5.30)

「司法と風教 (東洋大學暴行事件問題)」(法律新聞2143・1923.7.8)

「出張裁判を一巡して」(法律新聞2167・1923.10.8)

「寸々録」※ (法律新聞2189~2190、2195~2200、2204~2205、2209、2213~2217、

(94) ※は「復堂」とのみ記名のあるもの、〔 〕は筆者による解説。なお新聞記者として無名の記事を執筆することもあったであろうから、実際佐伯復堂の手に係る記事は以下の一覧に止まらないことが想定されるが、記名のあるもののみを収録するに留めたことを諒とされたい。

- 2219、2221～2225、2227～2228、2230～2238、2241、2246、2247、2252、2253、2257、
2259、2261、2262、2264、2268、2270・1923.12.3～1924.6.25) [2252は「復生」と記名]
「歳晚感懷」(法律新聞2200・1923.12.30) [漢詩]
「新興の氣運汪溢せる極めて目出たき甲子の年」※(法律新聞2201・1924.1.1)
「新年言志」(法律新聞2201・1924.1.1) [漢詩]
「春興」(法律新聞2202・1924.1.5) [漢詩]
「東洋大學事件と思想善導問題」(法律新聞2224・1924.2.29)
「區劃整理震災地跡の土地建物全部移動法に就て」※(法律新聞2234～2235・
1924.3.25～28) [「福堂」と記名]
「區劃整理に關する憲法違反問題と其實行難」※(法律新聞2243・1924.4.18) [「福
堂」と記名]
「這箇の排日を如何せん」(法律新聞2250・1924.5.5)
「禮儀の法律化より法律の禮儀化へ」(法律新聞2262・1924.6.5)
「〔東〕洋大判決に面して」※(法律新聞2265・1924.6.13)
「法律家は須らく國語を研究すべし」(法律新聞2266・1924.6.15)
「羽陵詩集序」(法律新聞2286・1924.8.5) [羽陵は關口正路]
「スパイは寧ろ犯罪の製造者」(法律新聞2319・1924.10.28)
「司法省及中央法衙構内巡訪記」※(法律新聞2324～2350・1924.11.10～1925.1.15)
「司法部は更に民衆化せよ」(法律新聞2325・1924.11.13)
「訪問録 物質慾は大阪犯罪の究竟的原因」※(法律新聞2327・1924.11.18)
「保釋に就て 辯護士三上英雄君」※ [卷頭言部分を執筆] (法律新聞2337・
1924.12.13)
「牛物語」※(法律新聞2345・1925.1.1) [「復堂迂史」と記名]
「言談」※ [司法省及中央法衙構内巡訪記の続編] (法律新聞2351～2352・1925.1.18
～20)
「中央法衙の地方、區裁判所に於ける訴訟事件澁滯の趨勢と原因 東京控訴院長
和仁貞吉氏談」※(法律新聞2362・1925.2.15)
「法制・司直を對象として吾人在野法曹の一角より發射する難疑點と月旦評 東京
辯護士會副會長 和光米房氏談」※(法律新聞2364・1925.2.20)

「無題録」※（法律新聞2365・1925.2.23）

「行政裁判の上に於て改正したい二大問題は権限の擴張と訴訟手續の明定 行政裁判所第三部長 三宅德行氏談」※（法律新聞2366・1925.2.25）

「人物は第一、學力は第二、學力は中學卒業でも進路は大學卒業と同等たらしめよ 東京控訴院檢察長 三木猪太郎氏談」※（法律新聞2368・1925.2.28）

「二十五年間の辯護事件を顧みて 辯護士 龜山要氏談」※（法律新聞2381～2383、2388、2396・1925.4.3～5.10）

「我の大亞細亞觀」※〔先覺氏「大亞細亞觀」の翻訳〕（法律時報2383・1925.4.8）

「司法保護事業の將來 司法省保護課長 宮城長五郎氏談」※（法律新聞2386～2387・1925.4.15～18）

「法曹の趣味を叩いて」※（法律新聞2389、2391、2393～2395・1925.4.23～5.8）

「巻頭小川法相の書に就て」※（法律新聞2391・1925.4.28）

「『裁判所構成法第十七條ノ二』に依る東京區裁判所出張所設置に就て 今村東京地方裁判所長談」※（法律新聞2392・1925.4.30）

「檢事から辯護士となつての感 辯護士 高田六司氏談」※（法律新聞2394・1925.5.5）

「伯林モアビート刑事裁判所 司法省書記官 岩村通世君」※（法律新聞2405・1925.6.3）

「警視廳を訪問して 警視廳刑事部長 中谷政一氏談」※（法律新聞2414・1925.6.25）

「熱誠なる官選辯護人と公平なる裁判長」※（法律新聞2418・1925.7.5）

「我國にもレギュストラ的制度が欲しい 革新法曹會領袖辯護士 上村進氏談」※（法律新聞2419・1925.7.8）

「刑の量定基準は國家の法律と國民の感情が矛盾せぬ點にある 司法省調査課長 木村尚達氏談」※（法律新聞2420・1925.7.10）

「裁判延滞を根本的に防止する方法と在野法曹一同の覺悟 東京辯護士會新副會長 谷村唯一氏談」※（法律新聞2422・1925.7.15）

「東京區裁判所に於ける裁判延滞は今年中に整理の見當 東京區裁判所監督判事 原田繁藏氏談」※（法律新聞2425・1925.7.23）

「犯罪捜査にヘルプレッヘル、アルバム伯林警視廳を視察して 司法書記官 岩村通世氏談」※（法律新聞2427・1925.7.28）

「破産管財人は辯護士會之を選定すべし 二一會領袖辯護士 山口直氏談」※（法律新聞2429・1925.8.3）

「犯罪捜査の實地研究では我國の泰斗たる中村義正氏調査の一鱗」※（法律新聞2430・1925.8.5）

「治安維持法について 山岡萬之助氏談」※〔末尾の附記を執筆〕（法律新聞2437・1925.8.23）

「民事裁判の審理進捗法に就いて 大審院判事 細野長良氏談」※（法律新聞2446・1925.9.15）

「刑事制度の一大欠陥」（法律新聞2450・1925.9.25）

「三百取締の單行法制定の必要 二一會領袖辯護士 鈴木喜三郎氏談」※（法律新聞2452・1925.9.30）

「刑務所めぐり」※（法律新聞2456～2457、2459・1925.10.10～18）

「横濱家庭學院 日本で唯一の女子感化事業」※（法律新聞2466・1925.11.5）

「東京辯護士會の麗はしい企と辯護士塚原直義氏の重い任務」※（法律新聞2468・1925.11.10）

「歐米各國警察の現勢 新歸朝者 鈴木萬次郎氏談」※（法律新聞2473～2477、2479、2483・1925.11.23～12.18）

「民訴法の改正は執行法の改正と相待って其目的を達成すべし 東京辯護士 山本仲次郎氏談」※（法律新聞2478・1925.12.5）

「口頭辯論主義と書面審理主義 東京辯護士 松谷與二郎氏談」※（法律新聞2480・1925.12.10）

「司法科受験生救済の血路 東京辯護士 鈴木喜三郎氏談」※（法律新聞2481・1925.12.13）

「司法官指導に關することども 東京地方裁判所刑事第三部長 宮城判事談」※〔「佐伯記者聴取」とあり〕（法律新聞2487・1925.12.28）

「裁判の進歩と獨立並に法廷内に於ける改善 宇野要三郎君談」（法律新聞2491・1926.1.8）

「國際刑法協會の大會に於けるイタリヤ部會の主張 島保氏談」(法律新聞2493～2494・1926.1.13～15)

「新しい裁判と刑の執行猶豫 城口再太氏談」(法律新聞2495・1926.1.18)

「交通取締規則本年中に制定か 藤岡交通課長談」(法律新聞2496・1926.1.20)

「白耳義政府より金五萬餘圓也 我國の少年保護協會へ寄附 宮城長五郎氏談」(法律新聞2503・1926.2.8)

「無題録」(法律新聞2520・1926.3.20)

「新宿御苑を拜觀して」(法律新聞2537・1926.5.3)

「移數箇竹栽之書窓前」(法律新聞2537・1926.5.3)

「法廷の審理並にその判決に就て 服部平六君談」(法律新聞2540・1926.5.10)

「司法記者清遊記」(法律新聞2557・1926.6.23)

「江島紀行」(法律新聞2573・1926.8.3)

「無題録」※〔目次には「辯護士乙骨半二氏に就て」とあり〕(法律新聞2579・1926.8.18)

「風骨鶴のやうな乙骨さん、半生飼はれたケージを抜けて、野鶴活躍の身となった。残る半生は、思ふまま九萬里も飛びませう。」※〔冒頭の写真記事〕(法律新聞2580・1926.8.20)

「無題録」※〔目次には「辯護士小池義一君に就て」とあり〕(法律新聞2588・1926.9.10)

「無題録」※(法律新聞2599・1926.10.8)

「今大岡の名を高くせる前大審院長横田秀雄氏」※(法律新聞2724・1927.8.20)

「住宅難の緩和と社會課の刑事々件に就いて」※(法律新聞2731・1927.9.8)

「梅仙山莊記 欣々江木女史の別荘」(法律新聞2797・1928.2.23)〔東洋大学講師の肩書あり〕

「量刑管見」(法律新聞2983・1929.6.8)

「所謂三百の取締を論じ警視廳の内規制定に及ぶ」(法律新聞2986・1929.6.15)

「高等試験委員に警告す——本年度憲法問題に就て」(法律新聞3030・1929.10.3)

「支那の隔離刑に就て」(法律新聞3037・1929.10.23)

「藝妓の取締とその將來」(法律新聞3040・1929.10.30)

- 「無題録」※（法律新聞3107・1930.4.18）
- 「展望車 世相いろいろ」※（法律新聞3138・1930.7.5）
- 「附記」※〔硯南生「司法記者三十年の回顧（一）」に対する〕（法律新聞3151・1930.8.8）
- 「附記」※〔鈴木義男「行政裁判法の改正に就て」に対する〕（法律新聞3152・1930.8.10）
- 「警察官吏の瀆職」※（法律新聞3161・1930.9.3）
- 「山梨大將の責任問題」※（法律新聞3173・1930.10.3）
- 「正木亮氏の監獄法概論を読む」※（法律新聞3178・1930.10.15）
- 「無刑録の譯註を了りて」（法律新聞3179・1930.10.18）
- 「辯護士法の改正如何」※（法律新聞3183・1930.10.28）
- 「法廷秩序頹廢の傾向——鐵道疑獄公判傍聽」※（法律新聞3192・1930.11.20）
- 「展望車（六）學校騒動時代と人の問題」※（法律新聞3200・1930.12.10）
- 「東洋の法の神たる神羊と吾々の良心」（法律新聞3210・1931.1.5）
- 「中央法衙を縦貫して（一）～（四十八・完）」※（法律新聞3217～3218、3220～3222、3224～3226、3229～3235、3237～3239、3243～3244、3246～3247、3251、3254～3255、3258、3260、3263、3265、3267、3270、3272～3275、3277～3278、3280～3287、3291～3292、3296～3297・1931.1.23～1932.8.13）
- 「抵當證券法實施に就て」※（法律新聞3251・1931.4.18）
- 「選舉後日物語」※（法律新聞3255・1931.4.28）
- 「違警罪即決例の改正に就て」（法律新聞3288・1931.7.20）
- 「大審院事實審理の廢止を要望す 元大審院部長 磯谷幸次郎氏談」※〔「復堂筆受」とあり〕（法律新聞3314・1931.9.25）
- 「中央警察を横斷して」（法律新聞3314～3316、3318、3320、3322、3324、3326～3327、3331、3333～3334、3348、・1931.9.25～12.20）
- 「無題録」※（法律新聞3353・1932.1.1）
- 「申歲の吉凶」※（法律新聞3355・1932.1.8）
- 「趣味ノ法曹（一）～（三二）」※（法律新聞3362～3363、3365、3367、3369、3371、3373、3375、3377、3379、3381、3385、3389、3391、3394、3401、3403、3411、

3412、3414、3421、3423、3426～3428、3443、3451、3453、3457、3461、3465、3470・1932.1.25～10.25)

「刑事法典改正の成績を顧み刑事裁判改善の論議に及ぶ 大審院部長判事法學博士泉二新熊氏談」※〔「復堂記」とあり〕(法律新聞3372～3374・1932.2.20～25)

「次の司法要路に踴らんずる新人(一)～(廿・完)」(法律新聞3497～3498、3500、3503、3506～3507、3509、3514、3516、3521、3523、3526、3529、3531、3538～3539、3550、3555、3558、3565・1933.1.1～6.23)

「無題録」※(法律新聞3654・1934.2.5)

「逝ける大原昇君の追憶」※(法律新聞3693・1934.5.13)

「無題録」※(法律新聞3885・1935.9.13)

「子年生れの辯護士五人(上)(中)(下)」※(法律新聞3936、3939～3940・1936.1.12～30)

「無題録」※(法律新聞4429・1939.6.23)

「仄聞録」※(法律新聞4453～4454・1939.8.23～25)

「闇と檢察方針 東京經濟犯主任 馬場義續檢事」※(法律新聞4609・1940.9.23)

「無題録」※(法律新聞4611・1940.9.28)

「無題録」※(法律新聞4655・1941.1.18)

「國防保安法案を賛成した経緯 小山元法相の意見」※(法律新聞4674・1941.3.5)

「司法部記録の大整理斷行せん 新年度入四月より着手か」※(法律新聞4675・1941.3.8)

「司法要人異動月旦」※(法律新聞4715・1941.8.1)

「司法要路異動月旦(一)～(五)」※(法律新聞4716～4717、4719、4721、4727・1941.8.5～10.1)